

申命記 41回
「諸々の規定（1）～（2）」
申 21：1～14
（朗読は 21：1～9）

1. はじめに

（1）第2の説教：契約に基づく義務

③律法の解説と日常生活への適用（12：1～26：15）

（2）「律法の解説と日常生活への適用」は、律法の各論的解説とその適用である。

①この箇所を12項目に分割して説明している。

②第11の項目：諸々の規定（21：1～25：19）

③諸々の規定の中には34の細かい項目がある。

④今回は（1）と（2）を取り上げる。

2. メッセージのアウトライン

（1）未解決の殺人事件（21：1～9）

（2）捕虜の女との結婚（21：10～14）

3. 結論：

（1）未解決の殺人事件の規定から学ぶ教訓

（2）捕虜の女との結婚の規定から学ぶ教訓

諸々の規定の中の（1）と（2）について学ぶ。

I. 未解決の殺人事件（21：1～9）

1. 1～2節

Deu 21:1 あなたの神、【主】があなたに与えて所有させようとしておられる地で、刺し殺された者が野に倒れているのが見つかり、だれが殺したのか分からない場合、

Deu 21:2 あなたの長老たちとさばき人たちは出て行って、刺し殺された者から周りの町々への距離を測りなさい。

（1）これは、カナンの地に定住して以降に実施すべき規定である。

①モーセは、イスラエルの民がカナンの地に定住することを確認している。

②カナンの地で、刺し殺された者が野に倒れているのが見つかった。

③犯人は不明である。

④そのまま「迷宮入り事件」として放置することは許されない。

⑤血が流されたことについて、契約の民には共同体としての責任がある。

⑥約束の地は、汚れからの清めを必要としている。

(2) 地を清めるための手順が示される。

- ①「長老たちとさばき人たち」が調査を開始する。
- ②これは、中央に置かれた最高裁である（申 17：8～13 参照）。
- ③死体発見現場から周りの町々への距離を測り、最も近い町を割り出す。
- ④長老とさばき人たちは、近隣の町の長老たちを召喚する。

2. 3～4 節

Deu 21:3 そして、刺し殺された者に最も近い町が分かれば、その町の長老たちは、まだ使役されたことも、くびきを負って引いたこともない雌の子牛を取りなさい。

Deu 21:4 その町の長老たちはその雌の子牛を、まだ耕されたことも種を蒔かれたこともない、絶えず流れる谷川へ連れて下り、その谷で雌の子牛の首を折りなさい。

(1) 町の長老たちは、長老たちとさばき人たちの前で、雌の子牛を取る。

①使役されたことも、くびきを負って引いたこともない子牛

＊力を消費したことがない子牛

＊この子牛は、殺人犯の身代わりとなる。

②その子牛を、絶えず流れる谷川に連れて下る。

＊まだ耕されたことも種を蒔かれたこともない地

＊人間の手で汚されていない地（自然のままの地）

③その谷で雌の子牛の首を折る。

＊子牛の血が流されるが、その血は大地に染み込む。

＊その土地を耕作することはないので、血が掘り返されることはない。

＊谷川の水は、長老たちの手を清めるためのものである。

3. 5 節

Deu 21:5 それから、レビの子らである祭司たちが進み出なさい。あなたの神、【主】が、ご自分に仕えさせ、また【主】の御名によって祝福を宣言するために選ばれた者は彼らであり、いかなる争いも、いかなる傷害事件も彼らの判決によるからである。

(1) レビの子らである祭司たちが進み出る。

①祭司たちは、【主】に選ばれた者である。

②祭司たちの存在は、そこに神の臨在があることを示している。

③彼らは、【主】の御名によって祝福を宣言する者である。

④いかなる争いも、いかなる傷害事件も、彼らが判決を出す。

⑤彼らには、この儀式が律法の規定どおりに行われるか見張る義務がある。

4. 6～8 節

Deu 21:6 刺し殺された者に最も近いその町の長老たちはみな、谷で首を折られた雌の子牛の上で手を洗い、

Deu 21:7 証言して言いなさい。「私たちの手はこの血を流しておらず、私たちの目はそれを見ていない。

Deu 21:8 【主】よ、あなたが贖い出された御民イスラエルをお赦してください。咎のない者の血を流す罪を、御民イスラエルのうちに負わせないでください。」こうして彼らは流血の咎を赦される。

(1) 流血の咎が許されるための儀式

①町の長老たちはみな、首を折られた雌の子牛の上で手を洗う。

＊マタ 27：24

Mat 27:24 ピラトは、語ることが何の役にも立たず、かえって暴動になりそうなを見て、水を取り、群衆の目の前で手を洗って言った。「この人の血について私には責任がない。おまえたちで始末するがよい。」

②それから証言する。

＊自分は殺人とは無関係であり、殺人者を見てもいない。

③さらに、赦しを求める祈りをする。

＊「あなたが贖い出された御民イスラエルをお赦してください」

＊「咎のない者の血を流す罪を、御民イスラエルのうちに負わせないでください」

5. 9 節

Deu 21:9 このようにして、あなたは、【主】の目にかなうことを行うとき、咎のない者の血を流す罪をあなたがたの中から除き去ることができる。

(1) 【主】の目にかなう方法で、流血の罪を除き去ることができる。

①一連の儀式は、神が命の価値を高く評価しておられることを示している。

②また、この地と民には、血を流した咎があることを示している。

③首を折られた雌の子牛は、神の怒りを取り除くためのいけにえである。

II. 捕虜の女との結婚（21：10～14）

1. 10～11 節

Deu 21:10 あなたが敵との戦いに出て行き、あなたの神、【主】がその敵をあなたの手に渡し、あなたがそれを捕虜として捕らえたとき、

Deu 21:11 その捕虜の中に姿の美しい女を見て、恋い慕い、自分の妻としようとする場合には、

(1) 契約の民は、戦いによって捕虜となった女と結婚することが許された。

- ①この場合の戦いは、「遠く離れている町々」との戦いである（申 20：15）。
- ②【主】がその敵をイスラエルの民に渡された。

(2) ある人が、捕虜の中の美しい女を見て、恋い慕い、妻にしたいと考えた。

- ①この人は独身であるという前提が置かれている。
- ②この美しい女は、カナン人の女ではない。
- ③申 7：3～4 は、カナン人の女との結婚を禁じている。

Deu 7:3 また、彼らと姻戚関係に入ってはならない。あなたの娘をその息子に嫁がせたり、その娘をあなたの息子の妻としたりしてはならない。

Deu 7:4 というのは、彼らはあなたの息子を私から引き離し、ほかの神々に仕えさせ、こうして【主】の怒りがあなたがたに向かって燃え上がって、あなたをただちに根絶やしにするからである。

- ④捕虜の女を手に入れる方法は、結婚しかなかった。

(3) この規定の 2 つの目的

- ①これは、捕虜の女の人権を守るための規定である。
- ②これは、イスラエル人の兵士をレイプの罪から守るための規定である。
 - * 古代中近東では、捕虜の人権は無視された。
 - * 捕虜の女は、男の欲望を満たすために、もてあそばれた。

2. 12～13 節

Deu 21:12 彼女をあなたの家の中に連れて行きなさい。彼女は頭を剃り、爪を切り、

Deu 21:13 捕虜の衣を脱ぎ、あなたの家において、自分の父と母のため一か月の間、泣き悲しまなければならない。その後、あなたは彼女のところに入り、彼女の夫となり、彼女はあなたの妻となる。

(1) 女のために、イスラエル人となるための精神的準備期間が設けられた。

- ①女は、清めの儀式を通過し、過去の生活と決別する。
 - * 頭を剃る。
 - * 爪を切る。
 - * 捕虜の服を脱ぐ。
- ②その男の家において、1 ヶ月間両親のために喪に服す。
 - * 両親は戦死している。
 - * あるいは、この結婚によって肉親との関係が切れるので、喪に服す。

(2) 男にとっては、頭を冷やすための期間となった。

- ①1 ヶ月後も心変わりがないなら、結婚してもよいということになる。

3. 14 節

Deu 21:14 もしあなたが彼女を気に入らなくなったなら、彼女を自由に去らせなさい。決して金で売ってはならない。あなたはすでに彼女を意のままにしたのであるから、彼女を奴隷として扱ってはならない。

（1）結婚後の心変わりへの対処

- ①「もしあなたが彼女を気に入らなくなったなら、」
 - *さまざまな原因が考えられる。
 - *霊的原因を見落としてはならない。
 - *信仰の相違は、容易に解決するものではない。
- ②彼女を奴隷として売るのではなく、自由人として去らせる。
- ③離婚に関する詳細な規定は、申 24：1～4 に出て来る。
- ④離婚は、神の積極的な御心ではない。
- ⑤現実の生活でそれが起こるので、消極的御心としてそれが許可された。

結論：

1. 未解決の殺人事件の規定から学ぶ教訓

- （1）この規定は、命の尊厳について教えている。
 - ①殺人は、命を創造された方に対する罪である。
- （2）神は、ひとりひとりの命に深い関心を持っておられる。
 - ①それゆえ、ひとりの命は共同体全体の関心事でなければならない。
 - （ILL）全体主義国家の中の少数民族の悲劇
- （3）子牛は、キリストの身代わりの死を予表している。
 - ①2 コリ 5：15～16

2Co 5:15 キリストはすべての人のために死なれました。それは、生きている人々が、もはや自分のためにではなく、自分のために死んでよみがえった方のために生きるためです。

2Co 5:16 ですから、私たちは今後、肉にしたがって人を知ろうとはしません。かつては肉にしたがってキリストを知っていたとしても、今はもうそのような知り方はしません。

- ②キリストを信じた人は、人間観が変わる。
 - *キリストを表面的に見ることがなくなる。
 - *他の人たちを、外見で判断することがなくなる。
- （4）命の尊厳を教えているこの規定は、伝道の動機付けを与えてくれる。

2. 捕虜の女との結婚の規定から学ぶ教訓

- （1）神は、女性の尊厳を守られる。
 - ①捕虜の女には、精神的準備期間が与えられた。

②捕虜の女には、契約の民の一員になる道が開かれた。

③捕虜の女には、【主】の律法を学び、【主】を礼拝する道が開かれた。

(2) 神は、男性が女性を虐待することを忌み嫌っておられる。

①戦時であっても、このことは変わらない。

②ましてや、平時に女性に対する虐待があってはならない。

(3) 結婚が破綻した場合、捕虜の女には自由というより良いものが与えられた。

申命記 42回
「諸々の規定（3）～（5）」
申 21：15～23

1. はじめに

(1) 第2の説教：契約に基づく義務

③律法の解説と日常生活への適用（12：1～26：15）

(2) 「律法の解説と日常生活への適用」は、律法の各論的解説とその適用である。

①この箇所を12項目に分割して説明している。

②第11の項目：諸々の規定（21：1～25：19）

③諸々の規定の中には34の細かい項目がある。

④今回は（3）～（5）を取り上げる。

2. メッセージのアウトライン

(3) 長子の権利（21：15～17）

(4) 反抗的な息子（21：18～21）

(5) 木にかけられた死体（21：22～23）

3. 結論：3つの「どんでん返し」

諸々の規定の中の（3）～（5）について学ぶ。

Ⅲ. 長子の権利（21：15～17）

1. 15節

Deu 21:15 ある人が二人の妻を持ち、一人は愛され、もう一人は嫌われていて、愛されている者も嫌われている者もその人に男の子を産み、長子が、嫌われている妻の子である場合、

(1) 神が意図した結婚の形は、一夫一婦制である。

①創 2：22～24

Gen 2:22 神である【主】は、人から取ったあばら骨を一人の女に造り上げ、人のところに連れて来られた。

Gen 2:23 人は言った。／「これこそ、ついに私の骨からの骨、／私の肉からの肉。／これを女と名づけよう。／男から取られたのだから。」

Gen 2:24 それゆえ、男は父と母を離れ、その妻と結ばれ、ふたりは一体となるのである。

②一夫多妻制は、人間の罪のゆえに生まれたものである。

③創 4：19

Gen 4:19 レメクは二人の妻を迎えた。一人の名はアダ、もう一人の名はツィラであった。

④聖書には、一夫多妻制を積極的に評価している箇所はない。

⑤聖書には、複数の妻を持つ夫が幸せな結婚生活を送った例もない。

＊妻を平等に愛することは不可能であり、家庭内の問題が持ち上がる。

(2) ある人が二人の妻を持っている。

①この規定は、神が一夫多妻制を認めているということではない。

②この規定は、あくまでも、長子の権利を守るためのものである。

③妻の一人は愛され、もう一人は嫌われている。

＊夫は片方をより愛しているという意味である。

④二人の妻は、それぞれ男の子を産んだ。

⑤愛されていない妻の息子が、長子である。

⑥夫は、愛してる妻の息子を優先させたいものである。

(3) 創 29：30～31 のレアとラケルの例

Gen 29:30 ヤコブはこうして、ラケルのところにも入った。ヤコブは、レアよりもラケルを愛していた。それで、もう七年間ラバンに仕えた。

Gen 29:31 【主】はレアが嫌われているのを見て、彼女の胎を開かれたが、ラケルは不妊の女であった。

①ヤコブは、姉のレアよりも妹のラケルを愛していた。

②長子を産んだのは、姉のレアであった。

2. 16～17 節

Deu 21:16 その人が息子たちに財産を受け継がせる日に、長子である、その嫌われている妻の子を差し置いて、愛されている妻の子を長子として扱うことはできない。

Deu 21:17 嫌われている妻の子を長子として認め、自分の全財産の中から二倍の取り分を彼に与えなければならない。その子は父の力の初穂であるから、長子の権利は彼のものである。

(1) 財産を受け継がせる日に、夫が行うべきことが命じられる。

①愛されていない妻の息子であっても、長子は長子として扱う。

②愛されている妻の息子を優先させるのは、違法な行為である。

③父は、全財産の中から二倍の取り分を長子に与える。

④長子に二倍の取り分を与える習慣は、モーセ以前からあった。

⑤モーセは、その習慣を成文化した。

⑥長子は、父の力の初穂である。

⑦創 49：3

Gen 49:3 ルベンよ、おまえはわが長子。／わが力、わが活力の初穂。／威厳と力強さでまさる者。

IV. 反抗的な息子（21：18～21）

1. 18 節

Deu 21:18 ある人に強情で逆らう子がいて、父の言うことも母の言うことも聞かず、父母に懲らしめられても聞こうとしない場合、

（1）申 5：16（第 5 戒）

Deu 5:16 あなたの父と母を敬え。あなたの神、【主】が命じたとおりに。それは、あなたの日々が長く続くようにするため、また、あなたの神、【主】があなたに与えようとしているその土地で幸せになるためである。

（2）両親に逆らうのは、第 5 戒違反である。

- ①この場合は、その子がたまたま両親に逆らったということではない。
- ②この子は強情である。
- ③両親の警告に耳を傾けない。
- ④両親に懲らしめられても、懲りない。
- ⑤両親に逆らうのは、神の権威に逆らうことである。
- ⑥神の権威に反抗するのは、契約の民の存在基盤を破壊する行為である。

2. 19～20 節

Deu 21:19 その父と母はその子を捕らえ、町の門にいる町の長老たちのところへ連れ出し、

Deu 21:20 町の長老たちに、「私たちのこの息子は強情で逆らいます。私たちの言うことに聞き従いません。放蕩で大酒飲みです」と言いなさい。

（1）両親の義務

- ①この規定は、子どもを虐待することを許可しているわけではない。
- ②【主】の御心を合法的に行うということである。
- ③両親はこの息子を捕らえ、町の門にいる町の長老たちのところへ連れ出す。
 - *町の門は、さばきが執行される場所である。
- ④そして、息子の状態を述べる。
 - *この息子は強情で逆らいます。
 - *私たちの言うことに聞き従いません。
 - *放蕩で大酒飲みです。

（2）町の長老たちは、公平な判断を下す。

- ①放蕩と大酒飲みが、さばきの理由ではない。
- ②放蕩と大酒飲みは、両親に反抗していることの現れである。
- ③この息子がさばかれるのは、権威に対する反抗のゆえである。

3. 21 節

Deu 21:21 町の人々はみな彼を石で打ちなさい。彼は死ななければならない。あなたがたの中からその悪い者を除き去りなさい。イスラエルはみな聞いて恐れるであろう。

- (1) 彼が有罪だと判断されたなら、彼は石で打たれる。
 - ①両親ではなく、町の人々がみな石を投げる。
 - ②石打の刑に処す理由は、イスラエルの民に恐れを与えるためである。
- (2) イスラエルの歴史上、この刑が執行されたという例がない。
 - ①この規定がイスラエルの民に恐れを与えたからだと思われる。

V. 木にかけられた死体（21：22～23）

1. 22～23 節

Deu 21:22 ある人に死刑に当たる罪過があつて処刑され、あなたが彼を木にかけるとき、
Deu 21:23 その死体を次の日まで木に残しておいてはならない。その日のうちに必ず埋葬しなければならない。木にかけられた者は神にのろわれた者だからである。あなたの神、
【主】が相続地としてあなたに与えようとしておられる土地を汚してはならない。

- (1) これは十字架刑のことではない。
 - ①その人は、死刑に当たる罪過のゆえにすでに処刑されている。
 - ②死体を木にかけるとは、同じ罪を犯す人が出ないようにするためである。
- (2) 殺された者は、神の呪いのもとにある。
 - ①そのことを示すために、死体を木にかけするのである。
 - ②木にかけられたから、呪われるわけではない。
 - ③死体は、その日のうちに必ず埋葬する必要がある。
 - ④その死体を放置することは、**【主】**から受ける嗣業の地を汚すことになる。

結論：3つの「どんでん返し」

1. 長子の権利

- (1) この規定は、父の権威を制限するものである。
 - ①父は、愛している方の妻の子を優遇してはならない。
 - ②愛されていない方の息子が長子なら、彼を長子として扱うべきである。
 - ③父は、神が許された範囲において、権威を発揮することができる。

(2) 旧約聖書における「どんでん返し」

①エサウとヤコブの例

*神は、弟のヤコブを優先された。

②マナセとエフライムの例

*神は、弟のエフライムを優先させた。

(3) 新約聖書における「どんでん返し」

①ロマ 11：28

Rom 11:28 彼らは、福音に関して言えば、あなたがたのゆえに、神に敵対している者ですが、選びに関して言えば、父祖たちのゆえに、神に愛されている者です。

②ユダヤ人よりも異邦人を優先させた。

③しかし、ユダヤ人は今も神に愛されている。

2. 反抗的な息子

(1) 新約聖書における「どんでん返し」

①ルカ 15 章の放蕩息子のたとえ話

②申 21：18～21 に基づけば、この息子は反抗的な息子である。

③ユダヤ人の聴衆は、帰って来た息子がどうなるか知っていた。

*父は、この息子を町の門のところにいる長老たちのもとに連れて行く。

*長老たちは有罪を宣言し、町の全員がこの息子に石を投げる。

(2) ルカ 15：22～24

Luk 15:22 ところが父親は、しもべたちに言った。『急いで一番良い衣を持って来て、この子に着せなさい。手に指輪をはめ、足に履き物をはかせなさい。』

Luk 15:23 そして肥えた子牛を引いて来て屠りなさい。食べて祝おう。

Luk 15:24 この息子は、死んでいたのに生き返り、いなくなっていたのに見つかったのだから。』こうして彼らは祝宴を始めた。

(3) 律法の時代は終わり、恵みの時代が到来した。

3. 木にかけられた死体

(1) この死体は、イエス・キリストの予表である。

(2) マコ 15：33～34

Mar 15:33 さて、十二時になったとき、闇が全地をおおい、午後三時まで続いた。

Mar 15:34 そして三時に、イエスは大声で叫ばれた。「エロイ、エロイ、レマ、サバクタニ。」訳すと「わが神、わが神、どうしてわたしをお見捨てになったのですか」という意味である。

①イエスは、神から見捨てられた。

(3) ガラ 3：13～14

Gal 3:13 キリストは、ご自分が私たちのためにのろわれた者となることで、私たちを律法ののろいから贖い出してくださいました。「木にかけられた者はみな、のろわれている」と書いてあるからです。

Gal 3:14 それは、アブラハムへの祝福がキリスト・イエスによって異邦人に及び、私たちが信仰によって約束の御霊を受けるようになるためでした。

①キリストは、私たちのためにのろわれた者となってくださった。

②キリストを信じる者には、アブラハム契約の祝福が与えられる。

③私たちは、信仰によって約束の御霊を受けた。

*聖霊の約束は、アブラハム契約の中に含まれていた。

④イエス・キリストの十字架は、「どんでん返し」の愛である。

申命記 43回
「諸々の規定（6）～（11）」
申 22：1～12

1. はじめに

(1) 第2の説教：契約に基づく義務

③律法の解説と日常生活への適用（12：1～26：15）

(2) 「律法の解説と日常生活への適用」は、律法の各論的解説とその適用である。

①この箇所を12項目に分割して説明している。

②第11の項目：諸々の規定（21：1～25：19）

③諸々の規定の中には34の細かい項目がある。

④今回は（6）～（11）を取り上げる。

*これらの規定が与えられている理由を考えると、霊的に成長する。

2. メッセージのアウトライン

(6) 隣人の家畜（22：1～4）

(7) 服装倒錯（22：5）

(8) 鳥の巣（22：6～7）

(9) 屋上の手すり（22：8）

(10) 二種類の物の区別（22：9～11）

(11) 衣の房（22：12）

3. 結論：6つの規定の新約的適用

諸々の規定の中の（6）～（11）について学ぶ。

VI. 隣人の家畜（22：1～4）

1. 1節

Deu 22:1 あなたの同族の者の牛または羊が迷っているのを見て、見ぬふりをしてはならない。あなたの同族の者のところに、それを必ず連れ戻さなければならない。

(1) この規定の土台になっているのは、隣人愛の教えである。

①レビ 19：18

Lev 19:18 あなたは復讐してはならない。あなたの民の人々に恨みを抱いてはならない。あなたの隣人を自分自身のように愛しなさい。わたしは【主】である。

②マタ 7：12

Mat 7:12 ですから、人からしてもらいたいことは何でも、あなたがたも同じように人にしなさい。これが律法と預言者です。

(2) 隣人の牛や羊が迷っているのを見た場合の規定

- ①強調点は、隣人の家畜を盗んではならないということではない。
- ②強調点は、迷っている家畜を無視してはならないということである。
*時間と労力がかかるので、無視したくなるものである。
- ③迷っている家畜を隣人のところに連れ戻さなければならない。
*彼らは、誰の家畜であるか互いに熟知していた。

2. 2 節

Deu 22:2 もしその同族の者が近くの人ではなく、あなたがその人を知らないなら、それを自分の家に連れて来て、同族の者が捜しに来るまであなたのところに置き、それから彼に返しなさい。

(1) 迷った家畜の所有者が遠くの人で、誰だか分からない場合の規定

- ①その家畜を自分の家に連れて来る。
- ②所有者が探しに来るまで、自分のところに置き、それから、所有者に返す。

3. 3～4 節

Deu 22:3 彼のろばについても同じようにしなければならない。彼の衣についても同じようにしなければならない。すべてあなたの同族の者がなくした物をあなたが見つけたなら、同じようにしなければならない。見ぬふりをしていることはできない。

Deu 22:4 あなたの同族の者のろば、または牛が道で倒れているのを見て、見ぬふりをしてはならない。必ず、彼と一緒にそれを起こしてやらなければならない。

(1) 同じ原則が、ろばや衣にも、適用される。

- ①隣人がなくした物を見つけたなら、見ぬふりをしてはならない。

(2) ろばや牛が道で倒れている場合も、同じ原則が適用される。

- ①家畜が穴に落ちて苦しんでいるのを見た場合の規定
- ②所有者と一緒に、それを起こしてやる必要がある。
- ③所有者が敵の場合でも、助けなければならない。
- ④出 23 : 5

Exo 23:5 あなたを憎んでいる者のろばが、重い荷の下敷きになっているのを見た場合、それを見過ごしにせず、必ず彼と一緒に起こしてやらなければならない。

VII. 服装倒錯（22 : 5）

1. 5 節

Deu 22:5 女は男の衣装を身に着けてはならない。また男は女の衣服を着てはならない。このようなことをする者はみな、あなたの神、【主】が忌み嫌われる。

- (1) 異性の衣装を身につけることは禁止された。
 - ①男女の性別の違いが曖昧になる恐れがある。
 - ②同性愛の推進につながる危険性がある。
 - ③偶像礼拝の習慣に染まる危険性がある。
 - ④男女の性差は、創造の秩序の基本的部分である（創 1：27）。

Gen 1:27 神は人をご自身のかたちとして創造された。神のかたちとして人を創造し、男と女に彼らを創造された。

(2) 【主】が忌み嫌われる。

- ①これは、同性愛に対する神の見解である。
- ②レビ 18：22

Lev 18:22 あなたは、女と寝るように男と寝てはならない。それは忌み嫌うべきことである。

③レビ 20：13

Lev 20:13 男がもし女と寝るように男と寝たなら、二人は忌み嫌うべきことをしたのである。彼らは必ず殺されなければならない。その血の責任は彼らにある。

VIII. 鳥の巣（22：6～7）

1. 6～7 節

Deu 22:6 たまたま道で木の上か地面に鳥の巣を見つけ、それにひなか卵があり、母鳥がひなか卵を抱いている場合、その母鳥を子と一緒に捕ってはならない。

Deu 22:7 必ず母鳥を去らせて、子を捕らなければならない。それは、あなたが幸せになり、あなたの日々が長く続くようになるためである。

- (1) 巣の中にひなか卵がある。
 - ①それを取る場合、まず母鳥を去らせる。
 - ②神は、鳥が減びないように、鳥のことさえも気にかけておられる。
 - ③この規定は、イスラエルの民の祝福のためでもある。
 - ④母鳥がさらに卵を産めば、食物が途絶えることはなくなる。

IX. 屋上の手すり（22：8）

1. 8 節

Deu 22:8 新しい家を建てるときは屋上に手すりを付けなさい。だれかがそこから落ちて、あなたの家が血の責任を負うことのないようにするためである。

(1) 中近東では、屋上を多目的スペースとして利用する習慣がある。

①屋上に手すりがないと、そこから落下する危険性がある。

②手すりを付けるのは、隣人愛の実践である。

③また、命の尊厳を認める行為である。

④家の設計に気配りする人は、血の責任を負うことがなくなる。

X. 2 種類の物の区別（22：9～11）

1. 9～11 節

Deu 22:9 ぶどう畑に二種類の種を蒔いてはならない。あなたが蒔いた種と、ぶどう畑の収穫全体とが、聖なるものとして取り分けられてしまうことのないように。

Deu 22:10 牛とろばとを組にして耕してはならない。

Deu 22:11 羊毛と亜麻糸を混ぜて織った衣服を着てはならない。

(1) これらの規定は、【主】への全き献身を教えるためのものと思われる。

①【主】は、二心の人を嫌われる。

(2) 異なる物の混合について、3つの例が上げられる。

①ぶどう畑に 2 種類の種を蒔いてはならない。

*その畑の収穫物はすべて「忌むべき物」（口語訳）となる。

②牛とろばを組にして耕してはならない。

*牛は清い家畜、ろばは汚れた家畜である。

③羊毛と亜麻布を混ぜて織った衣服を着てはならない。

*衣服の寿命を縮める。

XI. 衣の房（22：12）

1. 12 節

Deu 22:12 身にまとう衣の四隅に房を作らなければならない。

(1) イスラエル人の長服は、前後の部分に二分されていた。

①この長服には 4 隅があった。

(2) 4 隅に房を付ける目的は、民数 15：39～40 に記されている。

Num 15:39 その房はあなたがたのためであって、あなたがたがそれを見て、【主】のすべての命令を思い起こしてそれを行うためであり、淫らなことをする自分の心と目の欲にしたがって、さまよい歩くことのないようにするためである。

Num 15:40 こうしてあなたがたが、わたしのすべての命令を思い起こして、これを行い、あなたがたの神に対して聖なる者となるためである。

①その房は、【主】の命令を思い起こさせるための仕掛けである。

②【主】の命令を行うなら、イスラエルの民は「神に対して聖なる者」となる。

結論：6つの規定の新約的適用

6. 隣人の家畜（22：1～4）

（1）この規定は、イスラエル人を妬みや食欲から解放した。

①ヤコ 2：15～16

Jas 2:15 兄弟か姉妹に着る物がなく、毎日の食べ物にも事欠いているようなときに、

Jas 2:16 あなたがたのうちのだれかが、その人たちに、「安心して行きなさい。温まりなさい。満腹になるまで食べなさい」と言っても、からだに必要な物を与えなければ、何の役に立つでしょう。

②1ヨハ 3：17

1Jn 3:17 この世の財を持ちながら、自分の兄弟が困っているのを見ても、その人に対してあわれみの心を閉ざすような者に、どうして神の愛がとどまっているのでしょうか。

7. 服装倒錯（22：5）

（1）モーセの律法は無効になったが、同じ教えがキリストの律法にも出て来る。

①神を認めない者は、当然の報いを受けている。

②ロマ 1：26～27

Rom 1:26 こういうわけで、神は彼らを恥ずべき情欲に引き渡されました。すなわち、彼らのうちの女たちは自然な関係を自然に反するものに替え、

Rom 1:27 同じように男たちも、女との自然な関係を捨てて、男同士で情欲に燃えました。男が男と恥ずべきことを行い、その誤りに対する当然の報いをその身に受けています。

③カトリック教会（ローマ教皇フランシスコ）

「社会の認識が変化しているのだから、教会もそれに合わせる必要がある」

④神は、罪は憎まれるが、罪人は愛しておられる。

8. 鳥の巣（22：6～7）

（1）神は、鳥の命を気にかけておられる。

①マタ 10：29～31

Mat 10:29 二羽の雀は一アサリオンで売られているではありませんか。そんな雀の一羽でさえ、あなたがたの父の許しなしに地に落ちることはありません。

Mat 10:30 あなたがたの髪の毛さえも、すべて数えられています。

Mat 10:31 ですから恐れてはいけません。あなたがたは多くの雀よりも価値があるのです。

9. 屋上の手すり（22：8）

(1) 父親には、家を安全な場所にする義務がある。

①家は、家族団らんの間となまっているか。

②子どもたちを守ることに出来る安全な場となまっているか。

③エペ 6 : 4

Eph 6:4 父たちよ。自分の子どもたちを怒らせてはいけません。むしろ、主の教育と訓戒によって育てなさい。

④聖書的世界観や価値観を破壊する情報を遮断しているか。

10. 異なる物の混合 (22 : 9～11)

(1) 価値観が異なる者と真実な関係を構築することは、不可能である。

①2 コリ 6 : 14～15

2Co 6:14 不信者と、つり合わないくびきをともしないではいけません。正義と不法に何の関わりがあるでしょう。光と闇に何の交わりがあるでしょう。

2Co 6:15 キリストとベリアルに何の調和があるでしょう。信者と不信者が何を共有しているでしょう。

(2) クリスマスはこの世に住むが、この世のものではない。

①この世と交流することで伝道できると考えるのは、大いなる誤解である。

11. 衣の房 (22 : 12)

(1) この規定に関する神の意図は、破壊された。

①マタ 23 : 5

Mat 23:5 彼らがしている行いはすべて人に見せるためです。彼らは聖句を入れる小箱を大きくしたり、衣の房を長くしたりするのです。

(2) イエスは、モーセの律法を 100%実行された。

①マタ 9 : 20～21

Mat 9:20 すると見よ。十二年の間長血をわずらっている女の人が、イエスのうしろから近づいて、その衣の房に触れた。

Mat 9:21 「この方の衣に触れさえすれば、私は救われる」と心のうちで考えたからである。

②主イエスは彼女の迷信的信仰を祝福された。

(3) 衣の房は、神との親密な関係を思い出すためのものである。

①信者には、聖霊の証印が押されている。

②エペ 4 : 30

Eph 4:30 神の聖霊を悲しませてはいけません。あなたがたは、贖いの日のために、聖霊によって証印を押されているのです。

申命記 44 回

「諸々の規定（12）」

申 22：13～30 （朗読：22：13～21）

1. はじめに

(1) 第 2 の説教：契約に基づく義務

③律法の解説と日常生活への適用（12：1～26：15）

(2) 「律法の解説と日常生活への適用」は、律法の各論的解説とその適用である。

①この箇所を 12 項目に分割して説明している。

②第 11 の項目：諸々の規定（21：1～25：19）

③諸々の規定の中には 34 の細かい項目がある。

④今回は（12）を取り上げる。

*これらの規定が与えられている理由を考えると、霊的に成長する。

2. メッセージのアウトライン

(12) 結婚関係（22：13～30）

①結婚してから処女性を疑われた女（13～19 節）

②処女でなかったことが明らかになった女（20～21 節）

③既婚の女との姦淫（22 節）

④婚約中の女と町で寝た男（23～24 節）

⑤婚約中の女と野で寝た男（25～27 節）

⑥処女と寝た男（28～29 節）

⑦父の妻との結婚（30 節）

3. 結論

(1) 神の目から見た結婚関係

(2) 現代のフェミニズム

諸々の規定の中の（12）「結婚を汚す罪」について学ぶ。

I. 結婚してから処女性を疑われた女（13～19 節）

1. 13～14 節

Deu 22:13 人が妻を迎えて彼女のところに入ったが、彼女を嫌い、

Deu 22:14 口実を設けて、「私はこの女を妻として近づいたが、処女のしるしを見なかった」と言って汚名を着せる場合、

(1) この規定は、結婚前の純潔の重要性を教えるために与えられたものである。

①結婚前の純潔が重要である理由

- *生まれて来る子どもが夫の実子であることを保証するため。
- *実子が持つ相続権が守られる。
- *家庭の安定性は、処女性を証明する「しるし」によって担保される。

②さらに、両親には自分の子どもに純潔の重要性を教える責務がある。

(2) この規定は、悪用される可能性がある。

- ①結婚後、妻の処女性を疑ったり、否定したりする男が出る可能性がある。
- ②「虚偽の非難をして、彼女の悪口を流し、」（新共同訳）
- ③妻に汚名を着せようとする理由は何か。
 - *なんらかの理由で、妻が嫌いになった。
 - *父親に支払った花嫁料を取り戻したい。
- ④娘の父と母には、娘を守るための道が用意された。

2. 15～17 節

Deu 22:15 その娘の父と母はその娘の処女のしるしを取り、門のところにいる町の長老たちのもとにそれを持って行きなさい。

Deu 22:16 その娘の父は長老たちに、「私は娘をこの男に妻として与えましたが、彼は娘を嫌いました。

Deu 22:17 ご覧ください。彼は口実を設けて、『あなたの娘には処女のしるしを見なかった』と言いました。しかし、これが私の娘の処女のしるしです」と言って、町の長老たちの前にその衣を広げなさい。

(1) 娘の両親は、町の門のところにいる町の長老たちのもとに行く。

①その娘の父は、長老たちに訴えかける。

- *「娘をこの男に妻として与えたが、彼は娘を嫌った」
- *「彼は口実を設けて、『処女のしるし』を見なかったと言う」
- *「しかし、自分は娘の処女のしるしを持って来た」

②そして、町の長老たちの前に布を広げる。

- *しるしとは、血の付いた布である。
- *花嫁が初夜に着ていた衣か初夜に使用したシーツ
- *あるいは、結婚直前に月経があったことを証明する布
- *今もベドウィンやイスラム教徒の中には、しるしを保存する者がいる。

3. 18～19 節

Deu 22:18 その町の長老たちはこの男を捕らえて懲らしめ、

Deu 22:19 銀百シェケルの罰金を科し、その娘の父に与えなければならない。彼がイスラエルの一人の処女に汚名を着せたからである。彼女はその男の妻としてとどまり、その男は一生、彼女を離縁することはできない。

(1) しるしを確認した長老たちの責務

- ①この男を捕らえて懲らしめる（39 回のむち打ちの刑であろう）。
- ②銀 100 シェケルの罰金を科し、その娘の父に与える。
*父親も名誉が傷を付けられたからである。
- ③100 シェケルは、通常の花嫁料の 2 倍に相当する。
*申 22：29 は、50 シェケルの花嫁料を命じている。
*これは、一般労働者の 10 年分の賃金に相当する。
- ④この罰金は、一人の処女に汚名を着せたことに対する罰である。
- ⑤厳しい罰則は、根拠のない訴えを抑制する効果を発揮したと思われる。

(2) この結婚関係は継続される。

- ①その男は一生、彼女を離縁することができない。
- ②彼女とその子どもたちの生活は、一生の間保障される。

II. 処女でなかったことが明らかになった女（20～21 節）

1. 20～21 節

Deu 22:20 しかし、もしこのことが真実であり、その娘に処女のしるしが見つからないなら、

Deu 22:21 その娘を父の家の入り口のところに連れ出し、町の人々は彼女に石を投げ、彼女を殺さなければならない。彼女が父の家で淫行をして、イスラエルの中で恥辱となることをしたからである。あなたがたの中からその悪い者を除き去りなさい。

(1) 処女のしるしが見つからない場合は、男の言うことが真実だと認定される。

- ①町の長老たちは、その娘を父の家の入り口のところに連れ出す。
- ②町の人々は彼女に石を投げて、彼女を殺す。
- ③その理由は、彼女が父の家で淫行を行ったからである。
- ④彼女は、イスラエルの中で恥辱となることをした。
- ⑤彼女を殺すことは、「あなたがたの中から悪い者を除き去る」ことである。

III. 既婚の女との姦淫（22 節）

1. 22 節

Deu 22:22 夫のある女と寝ている男が見つかった場合は、その女と寝ていた男もその女も、二人とも死ななければならない。こうして、あなたはイスラエルの中からその悪い者を除き去りなさい。

(1) 夫のある女との姦淫の罪

- ①男も女も、ふたりとも死ななければならない。
- ②契約の民の中には、姦淫の罪を犯す者が居る場所はない。

(2) 死刑の方法

- ①ハムラビ法典は、姦淫をした男女を縛り、水の中に投げ込めと命じる。
*この規定が実行されたという記録はない。
- ②イエス時代のユダヤ教は、死刑の方法は石打の刑であると理解していた。
*後代になると、これを絞首刑と理解する伝統が形成された。
*実際にこの規定がどの程度実行されたかは、明らかではない。

IV. 婚約中の女と町で寝た男（23～24 節）

1. 23～24 節

Deu 22:23 ある男と婚約中の処女の娘がいて、ほかの男が町で彼女を見かけて一緒に寝た場合、

Deu 22:24 あなたがたはその二人をその町の門のところに連れ出し、石を投げて殺さなければならない。その女は町の中にいながら叫ばなかったからであり、その男は隣人の妻を辱めたからである。こうして、あなたがたの中からその悪い者を除き去りなさい。

(1) 婚約中の処女の娘は、法的には結婚した妻とみなされる。

- ①ほかの男が彼女を見かけて一緒に寝た。
- ②上記Ⅲのケース（既婚の女との姦淫）と同じである。
- ③これは、死罪に値する深刻な罪である。

(2) 町の中での性的関係は、強姦ではなく姦淫と見なされる。

- ①「町で彼女を見かけて」とある。
- ②彼女は、大声を上げて助けを求めることができたはずである。
- ③町の中にいながら叫ばなかったのは、同意したという証拠になる。
- ④姦淫の罪を犯した 2 人は、死刑になる。
*町の門のところに連れ出される。
*石を投げて殺される。
*この場合も、実際にどの程度実行されたかは不明である。

V. 婚約中の女と野で寝た男（25～27 節）

1. 25～27 節

Deu 22:25 もしある男が野で婚約中の娘を見かけ、彼女を捕まえて一緒に寝たなら、彼女と寝たその男だけが死ななければならない。

Deu 22:26 その娘には何もしてはならない。その娘には死刑に当たる罪過はない。この場合は、ある人が隣人に襲いかかり、いのちを奪ったのと同じである。

Deu 22:27 この男は野で彼女を見かけたのであり、婚約中の娘は叫んだが、救う者がいなかったのであるから。

(1) 上記Ⅳ（町中での男女関係）と似ているが、これは姦淫ではなく強姦である。

- ①「ある男が野で婚約中の娘を見かけ」とある。
- ②彼女は被害者と見なされる。
- ③彼女には死刑に当たる罪過はない。
- ④ある人が隣人に襲いかかり、いのちを奪うのと同じである。
- ⑤彼女は叫んだが、救う者がいなかったのである。
- ⑥死刑になるのは、その男だけである。

Ⅵ. 処女と寝た男（28～29 節）

1. 28～29 節

Deu 22:28 ある男が、まだ婚約していない処女の娘を見かけ、彼女を捕らえて一緒に寝ているのを見つけれられた場合、

Deu 22:29 娘と寝た男は娘の父に銀五十シェケルを渡さなければならない。彼女はこの男の妻となる。彼女を辱めたのであるから、彼は一生この女を離縁することはできない。

(1) ある男が未婚の処女の娘を強姦した場合

- ①男は、娘の父に花嫁料として銀 50 シェケルを渡す。
- ②彼女はこの男の妻となる。
- ③彼には、生涯にわたってこの女を離縁する権利がない。

Ⅶ. 父の妻との結婚（30 節）

1. 30 節

Deu 22:30 だれも、父の妻を妻にして自分の父の恥をさらしてはならない。

(1) 父が死んだ後で、父の妻と結婚する場合

- ①このケースは、近親相姦と見なされる。
- ②モーセの律法は、近親相姦を禁じている。
- ③レビ 18 : 8

Lev 18:8 あなたの父の妻の裸をあらわにしてはならない。それは、あなたの父の裸をあらわにすることである。

結論

1. 神の目から見た結婚関係

(1) 結婚関係に関する律法が与えられている目的は、健全な家庭の維持である。

- (2) 神は、健全な家庭を土台として人類の生活を祝福しようとしておられる。
- (3) ユダヤ人は、家族関係を非常に大切にしている。
- (4) 悪魔は、あらゆる方法を用いて家族関係を破壊しようとしている。
- (5) 今回学んだ 7 つのケースは、すべて家族関係を破壊する罪である。

2. 現代のフェミニズム

(1) 代表的なフェミニスト

① 上野千鶴子 (社会学者、東京大学名誉教授)

* 結婚制度の崩壊は、女性解放の必須条件である。

* 自分のことは自分が選択する。

② 『非婚ですが、それが何か！？結婚リスク時代を生きる』

(ビジネス社 2015 年)

③ 水無田気流 (みなした・きりう) 共著 (詩人、社会学者)

④ この本が韓国語に翻訳され、ベストセラーになった (2017 年)。

(2) 韓国人作家・コラムニスト オセラビ

① 「韓国の若者に広がる『非婚主義』と『4N 宣言』の行き着く先」

(JBpress 2021/6/14)

② 韓国の婚姻率は毎年、歴代最低記録を塗り替えている。

* 2020 年の婚姻件数は、21 万 4000 件 (10.7%減少)。

* 20 万件を下回るのは、時間の問題。

③ 出生率も歴代最低を記録した。

* 2020 年の出生児数は、27 万 5815 人 (5 年前と比べて 37%減少)

* 今年か来年過ぎに 20 万人を下回る計算になる。

④ フェミニズムに接した女子生徒たちは、非婚主義こそが「家父長制の命脈を絶つ」切り札だと主張する。

(3) 時流を追うマスメディア

① 新聞、雑誌、テレビは、非婚主義を礼賛する。

② 今、家族制度が崩壊の危機に直面している。

③ 今、聖書的価値観に立つのか、時流を追うのか、二者択一を迫られている。

申命記 45回

「諸々の規定（13）～（14）」

申 23：1～14 （朗読：23：1～8）

1. はじめに

(1) 第2の説教：契約に基づく義務

③律法の解説と日常生活への適用（12：1～26：15）

(2) 「律法の解説と日常生活への適用」は、律法の各論的解説とその適用である。

①この箇所を12項目に分割して説明している。

②第11の項目：諸々の規定（21：1～25：19）

③諸々の規定の中には34の細かい項目がある。

④今回は（13）～（14）を取り上げる。

*これらの規定が与えられている理由を考えると、霊的に成長する。

2. メッセージのアウトライン

(13) 【主】の集会に参加できない者（23：1～8）

(14) 陣営の中の汚れ（23：9～14）

3. 結論

(1) 律法と恵み

(2) 私たちの生活の場（陣営）の清め

諸々の規定の中の（13）～（14）について学ぶ。

XIII. 【主】の集会に参加できない者（23：1～8）

1. 1節

Deu 23:1 辜丸のつぶれた者、陰茎を切り取られた者は【主】の集会に加わってはならない。

(1) 【主】の集会とは何か。

①契約の民イスラエルの集会

*具体的には、イスラエルの例祭における礼拝や他の公の礼拝のこと。

②この規定は、契約の民の集会に参加できない5種類の者たちを指し示す。

③排除の理由は、道徳的な罪ではなく、儀式的な汚れである。

④この規定には、教育的な目的がある。

*民に汚れと聖さの区別を教えるための規定である。

⑤祭司の民として奉仕するためには、儀式的聖さが求められる。

(2) 1 番目：生殖器に欠陥がある者

①訳文の比較

「辜丸のつぶれた者、陰茎を切り取られた者」（新改訳 2017）

「辜丸のつぶれた者、陰茎を切断されている者」（新共同訳）

「すべて去勢した男子」（口語訳）

②宦官がこれに該当する。

③異教の神を礼拝するために、自らの意志で去勢した男子もこれに該当する。

④神に創造された「かたち」が不完全なら、「聖さ」も不完全だと見なされた。

⑤しかし、宦官であっても信仰による救いは得ることができた。

2. 2 節

Deu 23:2 不倫の子は【主】の集会に加わってはならない。その十代目の子孫さえ【主】の集会に加わることはできない。

(1) 2 番目：不倫の子

①訳文の比較

「不倫の子」（新改訳 2017）

「混血の人」（新共同訳）

「私生児」（口語訳）

＊近親相姦で誕生した子

＊姦淫で誕生した子

＊カナン人との雑婚で誕生した子

＊神殿娼婦から生まれた子

(2) 「その十代目の子孫さえ」とは、永遠にという意味である。

①この規定は、イスラエル人に対する強い警告となっている。

②例祭の礼拝や公の礼拝に参加することは、大いなる特権である。

③自分の子どもがその特権を奪われるのは、耐え難いことである。

3. 3 節

Deu 23:3 アンモン人とモアブ人は【主】の集会に加わってはならない。その十代目の子孫さえ、決して【主】の集会に加わることはできない。

(1) 3 番目：アンモン人とモアブ人

①アンモン人とモアブ人は、ロトの子孫である。

②2 人の娘との近親相姦によってモアブとベン・アミが誕生（創 19:30～38）。

③アンモン人とモアブ人は、【主】の集会に参加することができない。

(2) アンモン人とモアブ人は、イスラエルの民の一員になることはできた。

①その条件は、【主】を信じる信仰によって改宗者となることである。

②これは、どの民族にも当てはまることである。

③出 12 : 38

Exo 12:38 さらに、入り混じって来た多くの異国人と、羊や牛などおびたしい数の家畜も、彼らとともに上った。

④ルツ 4 : 10

Rth 4:10 また、死んだ人の名を相続地に存続させるために、私は、マフロンの妻であったモアブの女ルツも買って、私の妻としました。死んだ人の名を、その身内の者たちの間から、またその町の門から絶えさせないためです。今日、あなたがたはその証人です。」

⑤しかし、イスラエルの一員になっても、礼拝への参加は許可されなかった。

4. 4～6 節

Deu 23:4 これは、あなたがたがエジプトから出て来た道中で、彼らがパンと水をもってあなたがたを迎えることをせず、アラム・ナハラタイムのペトルからベオルの子バラムを雇って、あなたに呪いをもたらそうとしたからである。

Deu 23:5 しかし、あなたの神、【主】はバラムに耳を貸そうとはせず、かえってあなたの神、【主】はあなたのために呪いを祝福に変えられた。あなたの神、【主】はあなたを愛しておられたからである。

Deu 23:6 あなたは一生、彼らの平安も彼らの幸せも決して求めてはならない。

(1) アンモン人とモアブ人が礼拝から排除された理由は何か（民 22～25 章）。

①両民族は、イスラエルが約束の地に近づいた時に、激しく敵対した。

②モアブが先導し、アンモンが荷担した。

③イスラエルの民の前進を阻み、さらに、パンと水を与えなかった。

④ベオルの子バラムを雇って、イスラエルに呪いをもたらそうとした。

＊しかし【主】は、呪いを祝福に変えられた。

⑤バアル・ペオル礼拝で、モアブの娘たちと淫らなことをさせた。

＊性的淫行は、バアル礼拝の一部である。

＊性的に墮落したイスラエル人 24,000 人が死んだ（民 25 : 9）。

(2) 生涯、アンモン人とモアブ人の平安も幸せも、求めてはならない。

①彼らの上には、神の激しい怒りが注がれている。

5. 7～8 節

Deu 23:7 あなたはエドム人を忌み嫌ってはならない。これはあなたの兄弟だからである。
エジプト人を忌み嫌ってはならない。あなたはその地で寄留者だったからである。

Deu 23:8 彼らに生まれた子どもたちは、三代目には【主】の集会に加わることができる。

(1) 4番目：エドム人

- ①エドム人に対しては、緩やかな対応が命じられた。
- ②エドム人は、イスラエル人の兄弟である（エサウの子孫）。
- ③エドム人は、3代目の子孫（曾孫）の代になると、礼拝に参加できる。

(2) 5番目：エジプト人

- ①エジプト人に対しても、緩やかな対応が命じられた。
- ②イスラエル人は、その地で寄留者であった。
- ③ここでは、エジプトでの苦役は、問題にされていない。
- ④ヨセフがエジプトに受け入れられたことが評価されているのだろう。
- ⑤エジプト人の場合も、曾孫の代になると、礼拝に参加できる。

XIV. 陣営の中の汚れ（23：9～14）

1. 9節

Deu 23:9 あなたが敵に向かって陣を敷くときには、すべての汚れたことから身を守らなければならない。

- (1) この規定は、戦場における陣営の清めに関するものである。
 - ①これは、道徳的罪ではなく、儀式的汚れに関する規定である。
 - ②人間の体から出たものはすべて、儀式的に汚れていると見なされた。
 - ③恐らく、人間の全的堕落を教えるためであろう。

2. 10～11節

Deu 23:10 もしあなたのうちに、夜、精を漏らして身を汚した者があれば、その人は陣営の外に出なければならない。陣営の中に入ってはならない。

Deu 23:11 夕暮れ近くになったら水を浴び、日没とともに陣営の中に戻ることができる。

- (1) 汚れの例として、夢精が上げられている。
 - ①夢精は自然現象であるが、これを用いて汚れについて教えようとしている。
- (2) 精を漏らした人は、陣営の外に出る。
 - ①汚れは、翌日1日続く。
 - ②夕暮れ近くに水を浴び、日没後に陣営の中に戻ることができる。

3. 12～13節

Deu 23:12 また、陣営の外に一つの場所を設け、そこへ出て行って用をたすようにしなければならない。

Deu 23:13 武器とともに小さな鍬を持ち、外でかがむときはそれで穴を掘り、用をたしてから排泄物をおおわなければならない。

- (1) 排泄物も汚れた物と見なされた。
 - ①陣営の外に排便のための場所を設ける。
 - ②そこで用をたす。
 - ③小さな鍬を持ち、それで穴を掘り、用をたしてから排泄物を土でおおう。

4. 14 節

Deu 23:14 あなたの神、【主】が、あなたを救い出し、敵をあなたに渡すために、あなたの陣営の中を歩まれるからである。こうして、あなたの陣営は聖でなければならない。主があなたの中で恥ずべきものを見て、あなたから離れ去ることのないようにしなさい。

- (1) この規定は、兵士たちに 3 つの気付きを与えた。
 - ①神は、全知全能のお方である。
 - ②神は、遍在しておられるお方である。
 - ③陣営が聖でなければ、聖なる【主】は離れ去って行かれる。

結論

1. 律法と恵み

(1) 宦官の救い

- ①宦官は礼拝から排除されるが、永遠のいのちを受けることはできる。
- ②彼らは、信仰と恵みによって救われる。
- ③イザ 56 : 3～5 (恐らくメシア的王国の預言)

Isa 56:3 【主】に連なる異国の民は言ってはならない。／「【主】はきっと、私をその民から切り離される」と。／宦官も言ってはならない。／「ああ、私は枯れ木だ」と。

Isa 56:4 なぜなら、【主】がこう言われるからだ。／「わたしの安息日を守り、／わたしの喜ぶことを選び、／わたしの契約を堅く保つ宦官たちには、

Isa 56:5 わたしの家、わたしの城壁の内で、／息子、娘にもまさる記念の名を与え、／絶えることのない永遠の名を与える。

- * 通常は、子どもによってその名を残すものである。
- * 宦官は、信仰によってその名を残すことができる。
- * 「記念の名」＝「a memorial and a name」＝「ヤッド・バシエム」

(2) モアブの女の救い

- ①ルツ 1 : 16

Rth 1:16 ルツは言った。「お母様を捨て、別れて帰るように、仕向けないでください。お母様が行かれるところに私も行き、住まれるところに私も住みます。あなたの民は私の民、あなたの神は私の神です。

②ルツは異邦人信者の型である。

③エペ 2：14～16

Eph 2:14 実に、キリストこそ私たちの平和です。キリストは私たち二つのものを一つにし、ご自分の肉において、隔ての壁である敵意を打ち壊し、

Eph 2:15 様々な規定から成る戒めの律法を廃棄されました。こうしてキリストは、この二つをご自分において新しい一人の人に造り上げて平和を実現し、

Eph 2:16 二つのものを一つのからだとして、十字架によって神と和解させ、敵意を十字架によって滅ぼされました。

2. 私たちの生活の場（陣営）の清め

（1）認識すべきこと

①私たちの神は、全知全能の神である。

②私たちの神は、遍在の神である。

③聖くなければ、神に喜ばれない。

（2）私たちへの陣営の清め

①エペ 5：3～4

Eph 5:3 あなたがたの間では、聖徒にふさわしく、淫らな行いも、どんな汚れも、また貪りも、口にすることさえしてはいけません。

Eph 5:4 また、わいせつなことや、愚かなおしゃべり、下品な冗談もそうです。これらは、ふさわしくありません。むしろ、口にすべきは感謝のことばです。

申命記 46 回
「諸々の規定 (15) ～ (19) 」
申 23 : 15～25

1. はじめに

(1) 第 2 の説教：契約に基づく義務

③律法の解説と日常生活への適用 (12 : 1～26 : 15)

(2) 「律法の解説と日常生活への適用」は、律法の各論的解説とその適用である。

①この箇所を 12 項目に分割して説明している。

②第 11 の項目：諸々の規定 (21 : 1～25 : 19)

③諸々の規定の中には 34 の細かい項目がある。

④今回は (15) ～ (19) を取り上げる。

*これらの規定が与えられている理由を考えると、霊的に成長する。

2. メッセージのアウトライン

(15) 逃亡奴隷 (23 : 15～16)

(16) 神殿娼婦 (23 : 17～18)

(17) 利息 (23 : 19～20)

(18) 誓願 (23 : 21～23)

(19) 隣人の畑 (23 : 24～25)

3. 結論：私たちへの適用

諸々の規定の中の (15) ～ (19) について学ぶ。

XV. 逃亡奴隷 (23 : 15～16)

1. 15～16 節

Deu 23:15 主人のもとからあなたのところに逃れて来た奴隷を、その主人に引き渡してはならない。

Deu 23:16 あなたがたのうちに、あなたの町囲みの中のどこでも彼が好むままに選んだ場所に、あなたとともに住ませなければならない。彼を虐げてはならない。

(1) ここに登場する逃亡奴隷は、イスラエル人の奴隷ではない。

①イスラエル人の奴隷の場合は、6 年間働いて 7 年目に自由になる。

②ただし、自発的に奴隷としての身分を保持する場合もあった。

③外国人の捕虜は、永続した奴隷となった。

- (2) 逃亡奴隷は、イスラエルに逃れを求める来たる異邦人の奴隷である。
- ①逃亡出来たということは、近隣の国から来た奴隷である（カナン人）。
 - ②モーセは、逃亡奴隷をその主人に引き渡してはならないと命じた。
 - ③この命令は、当時の中近東の習慣に反するものである。
 - ④古代中近東の契約の中には、逃亡奴隷や亡命者の返還合意が含まれていた。
- (3) この規定が与えられている理由
- ①イスラエルは、隣国と契約を締結する必要はない。
 - ②なぜなら、イスラエルは【主】と宗主権契約を結んでいる。
 - ③イスラエルは、エジプトで奴隷生活を経験した。
 - ④それゆえ、抑圧されている者に憐れみの心を示すべきである。
 - ⑤つまり、イスラエルは抑圧されている者たちの避難所となるのである。
- (4) 逃亡奴隷は、町囲みの中のどこでも、選んだ場所に住むことができた。
- ①イスラエルに逃げ込んだ奴隷は、自由人として生きることができた。
 - ②イエス・キリストに逃げ込んだ罪人は、自由人として生きることができる。

XVI. 神殿娼婦（23：17～18）

1. 17 節

Deu 23:17 イスラエルの女子は神殿娼婦になってはならない。イスラエルの男子は神殿男娼になってはならない。

- (1) 古代中近東の諸宗教では、神殿娼婦との交わりが礼拝の一部となっていた。
- ①バアル礼拝やアシュタロテ礼拝が、有名である。
 - ②神殿娼婦との交わりは、豊穡をもたらす礼拝の一部となっていた。
 - ③バアルやアシュタロテの神殿では、神殿娼婦と神殿男娼が活動していた。
- (2) この禁止令は、ヤハウエ礼拝を墮落から守るためのものである。
- ①しかし、イスラエルの民はこの禁止令に違反するようになる。
 - ②1列 14：24（この国とは、南王国ユダ）

1Ki 14:24 この国には神殿男娼もいた。彼らは、【主】がイスラエルの子らの前から追い払われた異邦の民の、すべての忌み嫌うべき慣わしをまねて行っていた。

- ③ホセ 4：14（女だけでなく、男も同じ罪を犯している）

Hos 4:14 わたしは、あなたがたの娘が姦淫をしても、／あなたがたの嫁が姦通をしても、罰しない。／男たちは遊女とともに離れ去り、／神殿娼婦とともにいけにえを献げている。／悟ることのない民は滅びに落ちる。

2. 18 節

Deu 23:18 いかなる誓願のためであっても、遊女の儲けや犬の稼ぎをあなたの神、【主】の家に携えて行ってはならない。これはどちらも、あなたの神、【主】が忌み嫌われるからである。

(1) この規定は、神殿娼婦との交わりだけでなく、売春一般を含んでいる。

①遊女の稼ぎとは、娼婦の稼ぎである。

②犬の稼ぎとは、男娼の稼ぎである。

*そこから上がる収入は、神殿に納めた。

③しかし、売春から得た利益は、【主】に献げてはならない。

④【主】は、遊女の儲けや犬の稼ぎを忌み嫌われる。

XVII. 利息 (23 : 19～20)

1. 19 節

Deu 23:19 金銭の利息であれ食物の利息であれ、すべて利息をつけて貸すことのできるものの利息を、あなたの同胞から取ってはならない。

(1) この場合、金銭や食物を必要としている人は、同胞のイスラエル人である。

①出 22 : 25

Exo 22:25 もし、あなたとともにいる、わたしの民の貧しい人に金を貸すなら、彼に対して金貸しのようにあってはならない。利息を取ってはならない。

②この人は、事業のためではなく、生活のために助けを必要としている。

③そういう人から利息を取るなら、その人の生活はより一層苦しくなる。

④また、利息を許可すると、貸す側の貪欲を奨励することになる。

2. 20 節

Deu 23:20 異国人からは利息を取ってもよいが、あなたの同胞からは利息を取ってはならない。それは、あなたが入って行って所有しようとしている地で、あなたの神、【主】があなたのすべての手のわざを祝福されるためである。

(1) 異国人からは利息を取ってもよい。

①この人は、契約の民の一員でなく、カナン之地では異国人である。

②恐らく、この異国人は商人であろう。

③彼は、商売のための資金を必要としている。

④利息自体は、悪いことではない。

*ただし、当時の利息は、とてつもなく高利だったようである。

(2) しかし、同胞から利息を取ってはならない。

①神は、契約の民に属するすべての人の繁栄を願っておられる。

XVIII. 誓願（23：21～23）

1. 21 節

Deu 23:21 あなたの神、【主】に誓願をするとき、それを遅れずに果たさなければならぬ。なぜなら、あなたの神、【主】は必ずあなたからそれを要求し、こうしてあなたが罪責を負うことになるからである。

- (1) 誓願は、礼拝者が自発的にするものである。
 - ①誓願を立てたなら、必ずそれを果たす必要がある。
 - ②イスラエルの神は、約束を必ず果たされる。
 - ③誓願を果たさないなら、その人は罪責を負うことになる。

2. 22～23 節

Deu 23:22 誓願をやめる場合、あなたに罪責は生じない。

Deu 23:23 あなたの唇から出たことを守り、あなたの口で約束して、自分から進んであなたの神、【主】に誓願したとおりに行わなければならない。

- (1) 誓願は自発的なものなので、誓願しなくても罪責を生じない。
 - ①しかし、一旦誓願したなら、それを果たす義務がある。

(2) 警告の聖句

①箴 20：25

Pro 20:25 軽々しく「これは聖なるもの」と言い、／誓願を立てた後で吟味する者は、／罨にかかっている。

②伝 5：4～5

Ecc 5:4 神に誓願を立てるときには、／それを果たすのを遅らせてはならない。／愚かな者は喜ばれない。／誓ったことは果たせ。

Ecc 5:5 誓って果たさないよりは、／誓わないほうがよい。

XIX. 隣人の畑（23：24～25）

1. 24～25 節

Deu 23:24 隣人のぶどう畑に入ったとき、あなたは思う存分、満ち足りるまでぶどうを食べてもよいが、あなたのかごに入れてはならない。

Deu 23:25 隣人の麦畑の中に入ったとき、あなたは穂を手で摘んでもよい。しかし、隣人の麦畑で鎌を使ってはならない。

- (1) この規定は、隣人愛の実践を命じたものである。
 - ①神は農夫を祝福された。
 - ②それゆえ、農夫には旅人を祝福する義務がある。

(2) 旅人は、隣人のぶどう畑に入り、満ち足りるまで食べることができた。

①しかし、そこから果実を持ち去ってはならない。

(3) 旅人は、隣人の麦畑に入り、穂を手で摘むことができた。

①しかし、鎌で収穫することは禁じられた。

結論：私たちへの適用

(15) 逃亡奴隷（23：15～16）

(1) ピレ 15～16 節

Phm 1:15 オネシモがしばらくの間あなたから離されたのは、おそらく、あなたが永久に彼を取り戻すためであったでしょう。

Phm 1:16 もはや奴隷としてではなく、奴隷以上の者、愛する兄弟としてです。特に私にとって愛する兄弟ですが、あなたにとっては、肉においても主にあっても、なおのことそうではありませんか。

①オネシモは、主人ピレモンのところから逃亡した奴隷である。

②パウロは、獄中でオネシモをキリストに導いた。

③そしてオネシモを、ピレモンの元に送り返そうとしている。

(2) クリスチャンは、要求されている以上のことを実行する。

①オネシモを匿うだけで十分であるが、パウロはそれ以上のことを行なった。

②その結果、この書簡が私たちに遺された。これは、大いなる祝福である。

(16) 神殿娼婦（23：17～18）

(1) 売春から得た利益は、【主】に献げることができない。

①【主】は、汚れた金を憎まれる。

(2) マタ 27：5～7

Mat 27:5 そこで、彼は銀貨を神殿に投げ込んで立ち去った。そして出て行って首をつった。

Mat 27:6 祭司長たちは銀貨を取って、言った。「これは血の代価だから、神殿の金庫に入れることは許されない。」

Mat 27:7 そこで彼らは相談し、その金で陶器師の畑を買って、異国人のための墓地にした。

①イスカリオテのユダは、銀貨 30 枚を神殿に投げ込んだ。

②祭司長たちは、この銀貨は血の代価なので、汚れていると判断した。

③彼らは、その金で陶器師の畑を買い、無縁墓地にした。

④彼らの行為は、矛盾している。

＊イエスを捕らえ、十字架に付けることの方が重大な罪である。

（17）利息（23：19～20）

（1）ルカ 6：34～36

Luk 6:34 返してもらうつもりで人に貸したとしても、あなたがたにどんな恵みがあるでしょうか。罪人たちでも、同じだけ返してもらうつもりで、罪人たちに貸しています。

Luk 6:35 しかし、あなたがたは自分の敵を愛しなさい。彼らに良くしてやり、返してもらうことを考えずに貸しなさい。そうすれば、あなたがたの受ける報いは多く、あなたがたは、いと高き方の子どもになります。いと高き方は、恩知らずな者にも悪人にもあわれみ深いからです。

Luk 6:36 あなたがたの父があわれみ深いように、あなたがたも、あわれみ深くなりなさい。

①クリスチャン生活の基本は、隣人愛である。

②恵まれない人を助けるのは、特権である。

（18）誓願（23：21～23）

（1）マコ 6：22～23

Mar 6:22 ヘロディアの娘が入って来て踊りを踊り、ヘロデや列席の人々を喜ばせた。そこで王は少女に、「何でも欲しい物を求めなさい。おまえにあげよう」と言った。

Mar 6:23 そして、「おまえが願う物なら、私の国の半分でも与えよう」と堅く誓った。

①ヘロデ・アンティパスは、サロメに愚かな誓いを立てた。

②結果的に、バプテスマのヨハネの首をはねることになった。

（2）マタ 5：37

Mat 5:37 あなたがたの言うことばは、『はい』は『はい』、『いいえ』は『いいえ』としなさい。それ以上のことは悪い者から出ているのです。

（19）隣人の畑（23：24～25）

（1）マタ 12：1～2

Mat 12:1 そのころ、イエスは安息日に麦畑を通られた。弟子たちは空腹だったので、穂を摘んで食べ始めた。

Mat 12:2 するとパリサイ人たちがそれを見て、イエスに言った。「ご覧なさい。あなたの弟子たちが、安息日にはしてはならないことをしています。」

（2）律法は、人生を豊かにするために与えられている。

（3）しかし、律法主義は、人を束縛する。

（4）今は「キリストの律法」（愛の律法）が有効に働く恵みの時代である。

申命記 47 回

「諸々の規定（20）～（28）」

申 24：1～22 （朗読 24：1～13）

1. はじめに

(1) 第 2 の説教：契約に基づく義務

③律法の解説と日常生活への適用（12：1～26：15）

(2) 「律法の解説と日常生活への適用」は、律法の各論的解説とその適用である。

①この箇所を 12 項目に分割して説明している。

②第 11 の項目：諸々の規定（21：1～25：19）

③諸々の規定の中には 34 の細かい項目がある。

④今回は（20）～（28）を取り上げる（申命記 24 章）。

*これらの規定が与えられている理由を考えると、霊的に成長する。

2. メッセージのアウトライン

(20) 離婚と再婚（24：1～4）

(21) 新婚の者（24：5）

(22) 質物（24：6）

(23) 誘拐犯（24：7）

(24) ツアラアト患者（24：8～9）

(25) 担保（24：10～13）

(26) 賃金（24：14～15）

(27) 家族の罪過（24：16）

(28) 寄留者、孤児、やもめ（24：17～22）

3. 結論：社会的弱者への配慮

諸々の規定の中の（20）～（28）について学ぶ。

XX. 離婚と再婚（24：1～4）

1. 1 節

Deu 24:1 人が妻をめとり夫となった後で、もし、妻に何か恥ずべきことを見つけたために
気に入らなくなり、離縁状を書いてその女の手渡し、彼女を家から去らせ、

(1) 離婚は、古代世界では頻繁に行われていた。

①しかし、旧約聖書は、離婚を常に悲劇的なこととして捉えている。

②申命記のこの規定は、決して離婚を勧めたものではない。

③むしろ、すでにある離婚の習慣に一定の歯止めをかけたものと言える。

(2) 「妻に何か恥ずべきことを見つけた」ことが、離婚原因となる。

①「恥ずべきこと」とは、姦淫ではない。姦淫は死罪に当たる（申 22：22）。

②また、結婚前の男性関係でもない。これも死罪に当たる（申 22：20～21）。

③「恥ずべきこと」の具体的な意味は、不明である。

④イエス時代のヒレル学派は、この規定を緩やかに解釈した。

＊料理が下手というのも離婚理由となった。

⑤イエス時代のシャマイ学派は、この規定を厳格に解釈した。

＊姦淫だけが離婚理由となった。

＊しかし、姦淫は石打の刑に値するのは、この解釈はおかしい。

(3) 夫は離縁状を書いて妻に渡し、彼女を家から去らせることができた。

①当時、離婚は公的機関の裁定によるものでなく、夫婦間の問題であった。

②夫が離縁状を書いて妻に渡すのは、伝承に基づく慣習である。

③離縁状によって、離婚原因が妻の不貞ではないことが証明された。

④離縁状は、妻に再婚の権利を保障したのである。

⑤離縁状の欠点は、それさえ書けば離縁が可能だという認識が広まったこと。

2. 2～3 節

Deu 24:2 そして彼女が家を出て行って、ほかの人の妻となり、

Deu 24:3 さらに次の夫も彼女を嫌い、離縁状を書いて彼女の手に渡し、彼女を家から去らせた場合、あるいは、彼女を妻とした、あとの夫が死んだ場合には、

(1) この女は、その後別の男と再婚した。

①しかし、この再婚も挫折した。

②次の夫も彼女を嫌い、離縁状を書いて彼女を去らせた。

③あるいは、次の夫が死に、彼女は寡婦となった。

④この場合、この女はどうなるか。

3. 4 節

Deu 24:4 彼女を去らせた初めの夫は、彼女が汚された後に再び彼女を自分の妻とすることはできない。それは、【主】の前に忌み嫌うべきことだからである。あなたの神、【主】が相続地としてあなたに与えようとしておられる地に、罪をもたらしはならない。

(1) 最初の夫が彼女を再び自分の妻をすることは禁じられた。

①「彼女が汚された後に」とある。

＊モーセは離婚を許可したが、本来離婚は避けるべきものである。

- ②元の妻との再婚は、「【主】の前に忌み嫌うべきこと」である。
- ③これは、安易な離婚を戒めるための規定である。
- ④離婚したなら、それが最終的な決断となるので、夫はよく考える必要がある。
- ⑤神の御心は、離婚しないことである（マタ 19：8）。

Mat 19:8 イエスは彼らに言われた。「モーセは、あなたがたの心が頑ななので、あなたがたに妻を離縁することを許したのです。しかし、はじめの時からそうだったではありません。

XXI. 新婚の者（24：5）

1. 5 節

Deu 24:5 人が新妻を迎えたときは、その人を戦に出してはならない。何の義務も負わせてはならない。彼は一年の間、自分の家のために自由の身になって、迎えた妻を喜ばせなければならぬ。

- (1) 新婚の男は、1 年間兵役の義務を免除される。
 - ①これは、健全な家庭を築き、子孫を残すための規定である。
 - ②子どもが産まれる前に戦死したなら、その人の名を残せなくなる。
 - ③またこれは、新婚の妻との生活に順応し、妻を喜ばせるための規定である。
 - ④植物同様、結婚生活も、根を張るまでは慎重に育てる必要がある。
 - ⑤賢人の教え（伝 9：9）

Ecc 9:9 あなたの空しい人生の間、／あなたの愛する妻と生活を楽しむがよい。／彼女は、あなたの空しい日々の間、／日の下であなたに与えられた者だ。／それが、生きている間に、／日の下でする労苦から受けるあなたの分なのだ。

XXII. 質物（24：6）

1. 6 節

Deu 24:6 ひき臼、あるいはその上石を質に取ってはならない。いのちそのものを質に取ることになるからである。

- (1) ひき臼には、大きなものと小さなものがあつた。
 - ①大きなものはロバにひかせ、小さなものは人間が手でひいた。
 - ②ここでは、小さなひき臼が取り上げられている。
- (2) 当時は、その日に食べる量だけひき臼でひいて、粉にしていた。
 - ①ひき臼、あるいはその上石を質に取ることは禁じられた。
 - ②ひき臼を取られた人は、たちまち日々の食事に窮することになる。
 - ③ひき臼は、象徴的な言葉である。
 - ④日々の生活の必需品は、質に取ってはならない。

⑤これは、隣人愛に反する行為である。

XXIII. 誘拐犯（24：7）

1. 7 節

Deu 24:7 人がその同胞、イスラエルの子らのうちの一人を誘拐し、奴隸として扱うか売りとばしたことが見つかった場合、誘拐した者は死ななければならない。こうして、あなたの中からその悪い者を除き去りなさい。

(1) 古代中近東では、子どもを誘拐し、売り飛ばすことが頻繁に行われていた。

①誘拐犯は、奴隸商人でもある。

②誘拐は、子どもの自由を奪うことであり、その子を殺すのと同じである。

③それゆえ、誘拐犯は殺人犯と見なされ、死刑になる。

④当時の奴隸は、親によって売られた子どもか、捕虜となった者が多かった。

⑤出 21：16

Exo 21:16 人を誘拐した者は、その人を売った場合も、自分の手もとに置いている場合も、必ず殺されなければならない。

XXIV. ツァラアト患者（24：8～9）

1. 8～9 節

Deu 24:8 ツァラアトに冒された患部には気をつけて、すべてレビ人の祭司が教えるとおりに、よく守り行わなければならない。私が彼らに命じたとおりに守り行わなければならない。

Deu 24:9 あなたがたがエジプトから出て来たとき、その道中で、あなたの神、【主】がミリアムにされたことを思い出しなさい。

(1) ツァラアトとは、重い皮膚病一般であって、現代のハンセン氏病ではない。

①「すべてレビ人の祭司が教えるとおりに」とある。

②これは、レビ 13～14 章に出ていた規定である。

③モーセは、この規定を繰り返さない（すべて祭司が教えるとおりに）。

(2) この規定を守るための動機付けとして、ミリアムのことが上げられている。

①民 12：1～16 にその記録がある。

*民 12：10

Num 12:10 雲が天幕の上から離れ去ると、見よ、ミリアムは皮膚がツァラアトに冒され、雪のようになっていた。アロンがミリアムの方を振り向くと、見よ、彼女はツァラアトに冒されていた。

*民 12：14～15（ミリアムは 7 日間宿営の外に締め出された）

Num 12:14 しかし【主】はモーセに言われた。「もし彼女の父が彼女の顔に唾したら、彼女は七日間、恥をかかされることにならないか。彼女を七日間、宿営の外に締め出しておかなければならない。その後で彼女は戻ることができる。」

Num 12:15 それでミリアムは七日間、宿営の外に締め出された。民はミリアムが戻るまで旅立たなかった。

XXV. 担保（24：10～13）

1. 10～11 節

Deu 24:10 隣人に何かを貸すとき、担保を取りにその家に入ってはならない。

Deu 24:11 あなたは外に立っていなければならない。あなたが貸そうとするその人が、外にいるあなたのところに担保を持って出て来なければならない。

(1) これは、借金をする人の尊厳を守るための規定である。

①貸す人は、借りる人の家に入り、自分が好むものを担保に取ってはいけない。

②借りる人自身が、担保を持って外に出て来なければならない。

2. 12～13 節

Deu 24:12 もしその人が貧しい人なら、その担保を取ったままで寝てはならない。

Deu 24:13 日没のころには、その担保を必ず返さなければならない。彼は自分の上着を着て寝て、あなたを祝福するであろう。また、そのことはあなたの神、【主】の前であなたの義となる。

(1) 借りる人が貧しくて、上着しか担保として出せない場合がある。

①彼は、その上着をかけて夜寝るのである。

②その場合、毎晩寝る時間には、その担保を返さなければならない。

③これは、隣人愛の実践である。

④これを行う者は、【主】の前で義と認められる。

XXVI. 賃金（24：14～15）

1. 14～15 節

Deu 24:14 貧しく困窮している雇い人は、あなたの同胞でも、あなたの地の、あなたの町囲みの中にいる寄留者でも虐げてはならない。

Deu 24:15 その人の賃金はその日のうちに、日没前に支払わなければならない。彼は困窮し、それを当てにしているのだから。彼があなたのことを【主】に訴えて、あなたが罪責を負うことのないようにしなさい。

(1) 貧しい雇い人を、虐げてはならない。

①同胞でも、寄留者でも、この規定は適用される。

- (2) 具体例として、賃金の支払いが上げられる。
- ①賃金は、週給でも月給でもなく、日給でなければならない。
 - ②日給を日没前に支払う。
 - ③貧しい労働者は、日々の賃金で家族を養うための食物を買う。
- (3) このことを実行しない雇用主は、神の裁きに会う。
- ①エジプトのファラオの例が背後にある。
 - ②イスラエルの民はファラオの圧政に苦しみ、【主】に訴えた。
 - ③【主】はファラオを裁かれた。

XXVII. 家族の罪過（24：16）

1. 16 節

Deu 24:16 父が子のために殺されてはならない。子が父のために殺されてはならない。人が殺されるのは自分の罪過のゆえでなければならない。

- (1) モーセの律法は、父の罪責のゆえに子が死刑になることはないと規定する。
- ①異邦の国々では、父親の罪のゆえに家族全員が処罰されることがあった。
 - ②イスラエルでは、家族が罰を受けるのは、彼らもまた罪を犯したからである。
 - ③ユダヤ人たちには、自分の苦境を父のせいにする癖があった。
 - ④エレ 31：29～30

Jer 31:29 その日には、彼らはもはや、『父が酸いぶどうを食べると、子どもの歯が浮く』とは言わない。

Jer 31:30 人はそれぞれ自分の咎のゆえに死ぬ。だれでも、酸いぶどうを食べる者は歯が浮くのだ。

- (2) ただし、父の不信仰の悪影響が子に及ぶことはある。

①出 20：5～6

Exo 20:5 それらを拝んではならない。それらに仕えてはならない。あなたの神、【主】であるわたしは、ねたみの神。わたしを憎む者には父の咎を子に報い、三代、四代にまで及ぼし、

Exo 20:6 わたしを愛し、わたしの命令を守る者には、恵みを千代にまで施すからである。

XXVIII. 寄留者、孤児、やもめ（24：17～22）

1. 17～18 節

Deu 24:17 寄留者や孤児の権利を侵してはならない。やもめの衣服を質に取ってはならない。

Deu 24:18 あなたがエジプトで奴隷であったこと、そしてあなたの神、【主】が、そこからあなたを贖い出されたことを覚えていなければならない。それゆえ私はあなたに、このことをせよと命じる。

- (1) 寄留者、孤児、やもめは、社会的弱者である。
 - ①裁判では、裕福な者が社会的弱者の権利を容易に侵害することができた。
- (2) 社会的弱者を保護すべき理由は、イスラエルの歴史の中にある。
 - ①イスラエルの民は、かつてエジプトで奴隷であった。
 - ②【主】が、エジプトからイスラエルの民を贖い出された。
 - ③このことを覚えているなら、弱者を苦しめることはなくなるはずである。

2. 19 節

Deu 24:19 あなたが畑で穀物の刈り入れをして、束の一つを畑に置き忘れたときは、それを取りに戻ってはならない。それは寄留者や孤児、やもめのものとしなければならない。あなたの神、【主】があなたのすべての手のわざを祝福してくださるためである。

- (1) 畑の穀物とは、大麦や小麦である。
 - ①束の一つを畑に置き忘れたときは、それを取りに戻ってはならない。
 - ②あるいは、意図的に放置しておくべきである。
 - ③その行為は、豊かな収穫を与えてくださった神への感謝を示すものとなる。
- (2) 寄留者や孤児、やもめは、それを集めて食用とする。
 - ①彼らは、物乞いをする必要はなくなる。
 - ②彼らは、落ち穂拾いという労働によって、生活の糧を得ることができる。

3. 20～21 節

Deu 24:20 あなたがオリーブの実を打ち落とすときは、後になってまた枝を打ってはならない。それは寄留者や孤児、やもめのものとしなければならない。

Deu 24:21 ぶどう畑のぶどうを収穫するときは、後になってまたそれを摘み取ってはならない。それは寄留者や孤児、やもめのものとしなければならない。

- (1) オリーブやぶどうの場合も、同じ原則が適用される。
 - ①実を打ち落としたなら、後でまた枝を打ってはならない。
 - ②残された果実は、寄留者や孤児、やもめのものである。

4. 22 節

Deu 24:22 あなたは、自分がエジプトの地で奴隷であったことを覚えていなければならない。それゆえ私はあなたに、このことをせよと命じる。

（1）以上の規定は、エジプトでの奴隷生活を覚えていれば、実行可能である。

①これは、神による社会福祉政策である。

②弱者保護の規定は、有効に機能した。

③落ち穂の規定のゆえに、モアブの女ルツは、ボアズと出会うことができた。

結論：社会的弱者への配慮

（1）すべての人は、神の「かたち」に創造されている。

（2）それゆえ、外見で人を判断し、見下してはならない。

（3）私たちの周りに、助けを必要としている人は必ずいる。

（4）隣人愛の実践とは、恵まれない人が普通の生活に戻れるように助けること。

（5）背後にある動機は、エジプトでの奴隷体験である。

（6）苦難の体験は、私たちが愛の人に育てる。

（7）2 コリ 1：3～4

2Co 1:3 私たちの主イエス・キリストの父である神、あわれみ深い父、あらゆる慰めに満ちた神がほめたたえられますように。

2Co 1:4 神は、どのような苦しみのおきにも、私たちに慰めてくださいます。それで私たちも、自分たちが神から受ける慰めによって、あらゆる苦しみの中にある人たちに慰めることができます。

申命記 48回

「諸々の規定（29）～（34）」

申 25：1～19 （朗読 25：1～10）

1. はじめに

(1) 第2の説教：契約に基づく義務

③律法の解説と日常生活への適用（12：1～26：15）

(2) 「律法の解説と日常生活への適用」は、律法の各論的解説とその適用である。

①この箇所を12項目に分割して説明している。

②第11の項目：諸々の規定（21：1～25：19）

③諸々の規定の中には34の細かい項目がある。

④今回は（29）～（34）を取り上げる（申命記25章）。

2. メッセージのアウトライン

(29) むち打ちの刑（25：1～3）

(30) 脱穀している牛（25：4）

(31) レビラート婚（25：5～10）

(32) 夫を救い出そうとする妻（25：11～12）

(33) 異なる重り石（25：13～16）

(34) アマレク人（25：17～19）

3. 結論：3つの霊的教訓

(1) むち打ちの刑

(2) 脱穀している牛

(3) 異なる重り石

諸々の規定の中の（29）～（34）について学ぶ。

XXIX. むち打ちの刑（25：1～3）

1. 1～2節

Deu 25:1 人と人との間で争いがあり、その人たちが裁判に出頭して、正しいほうを正しいとし、悪いほうを悪いとする判定がなされたとき、

Deu 25:2 もしその悪い者がむち打ちにすべき者なら、さばき人は彼を伏させ、自分の前で、その邪悪さに応じた数だけ打たなければならない。

(1) この規定は、過剰な肉体への罰を禁止するためのものである。

①この点において、モーセの律法は古代中近東の諸法典とは異なる。

(2) 当事者間で争いを解決できないときは、裁判所にそれを持ち込む。

①裁判官たち下す判決は、正義に基づいた公正なものでなければならない。

②悪い者は、むち打ちの刑を受ける。

③裁判官たちは、過剰な罰を与えることのないようにその場で見張る。

④恐らく、むちというのは杖のことであろう(出 21:20)。

Exo 21:20 自分の男奴隷あるいは女奴隷を杖で打ち、その場で死なせた場合、その人は必ず復讐されなければならない。

2. 3 節

Deu 25:3 四十までは彼をむち打ってよいが、それ以上はいけない。それ以上多くむち打たれれば、あなたの同胞はあなたの目の前で卑しめられることになる。

①悪い者であっても、人間としての尊厳は守られるべきである。

②モーセの律法では、40以上のむち打ちは禁止された。

③新約時代には、40を越えないために、39回のむち打ちが習慣となっていた。

*2 コリ 11:24～25

2Co 11:24 ユダヤ人から四十に一つ足りないむちを受けたことが五度、

2Co 11:25 ローマ人にむちで打たれたことが三度、石で打たれたことが一度、難船したことが三度、一昼夜、海上を漂ったこともあります。

XXX. 脱穀している牛(25:4)

1. 4 節

Deu 25:4 脱穀をしている牛に口籠をはめてはならない。

(1) 牛やろばなどの家畜を使って、大きな石臼で脱穀をすることがあった。

①脱穀が終わると、もみ殻を風で吹き飛ばし、実を集める。

②牛には、落ちた穀物を食べる権利があるので、口籠をはめてはならない。

③これは、人間を助けてくれる家畜への愛と配慮である。

(2) この規定には、霊的教訓が含まれている。

①神は家畜のことよりも、人間のことを気にかけておられる。

XXXI. レビラート婚(25:5～10)

1. 5～6 節

Deu 25:5 兄弟が一緒に住んでいて、そのうちの一人が死に、彼に息子がいない場合、死んだ者の妻は家族以外のほかの男に嫁いではない。その夫の兄弟がその女のところに入り、これを妻とし、夫の兄弟としての義務を果たさなければならない。

Deu 25:6 そして彼女が産む最初の男子が、死んだ兄弟の名を継ぎ、その名がイスラエルから消し去られないようにしなければならない。

- (1) 近親婚が許可される唯一の例が、レビラート婚の規定である。
 - ①兄弟と一緒に住んでいて、そのうちの一人が死んだ。
 - ②死んだ人には、息子がいない。
 - ③この場合、生きている兄弟は、死んだ人の妻をめとる。
 - ④この結婚で生まれた最初の男子は、死んだ人の名を継ぐ。
 - ⑤死んだ人の名を継いだ者は、年老いた両親の世話をし、土地を相続する。

2. 7 節

Deu 25:7 しかし、もしその人が自分の兄弟の妻を妻としたくないなら、その兄弟の妻は、町の門の長老たちのところに行って言わなければならない。「私の夫の兄弟は、自分の兄弟のためにその名をイスラエルのうちに残そうとはせず、夫の兄弟としての義務を私に果たそうとしません。」

- (1) しかし、死んだ人の妻と結婚したくないという場合もあり得る。
 - ①その女が自分の好みのタイプと違う。
 - ②その女に、土地を相続させたくない。
- (2) その場合、死んだ人の妻は町の門の長老たちのところに行つて訴える。
 - ①夫の兄弟は、レビラート婚の義務を果たそうとしないと。

3. 8～10 節

Deu 25:8 町の長老たちは彼を呼び寄せ、話さなければならない。もし彼が「私は彼女を妻としたくない」と言い張るなら、

Deu 25:9 彼の兄弟の妻は、長老たちの目の前で彼に近寄り、その足から履き物を脱がせ、その顔に唾して、彼に答えて言わなければならない。「兄弟の家を建てない男はこのようにされる。」

Deu 25:10 彼の名はイスラエルの中で、「履き物を脱がされた者の家」と呼ばれる。

- (1) 町の長老たちは、その男を呼び寄せ、説得する。
 - ①それでも、彼がレビラート婚を拒否することがある。
- (2) その場合は、彼の名誉に傷が付くような処置をする。
 - ①彼女は、その兄弟の足から、片方の履き物を脱がせる。
 - ②次に、その顔に唾する。
 - ③「兄弟の家を建てない男はこのようにされる」と宣言する。
 - ④彼の名は、「履き物を脱がされた者の家」と呼ばれる。

- ⑤名はその人の実質を表わす。この名は、永遠の恥となる。
- ⑥これは、社会的制裁でレビラート婚の実現を図ろうとする規定である。
- ⑦ちなみに、創世記 38 章で、タマルはレビラート婚を求めた。
 - *ユダの 3 人の息子は、エル、オナン、シェラであった。
 - *タマルが結婚したエルとオナンは死んだ。
 - *ユダは、タマルがシェラと結婚することを先延ばしにした。
 - *そこでタマルは、義父のユダによって子を残した。

XXXII. 夫を救い出そうとする妻 (25 : 11～12)

1. 11～12 節

Deu 25:11 二人の者が互いに争っているとき、一方の者の妻が近づき、自分の夫を打つ者の手から救い出そうとして手を伸ばし、相手の隠しどころをつかんだなら、

Deu 25:12 その女の手を切り落とさない。あわれみをかけてはならない。

- (1) レビラート婚に続いてこの規定が出て来ることに、意味がある。
 - ①レビラート婚では、女性の権利が大幅に認められた。
 - ②ここでは、女性の権利が制限されている。
- (2) 夫を救うために、相手の男性の急所をつかむのは、違法な行為である。
 - ①女性としての慎みが、限度を超えて破壊されている。
 - ②急所をつかまれた男性は、子孫を残せなくなる可能性がある。
 - ③この罪に対する罰則は、非常に厳しい。
 - ④モーセの律法では、体を傷つける罰則は、最小限である。

*申 19 : 21

Deu 19:21 あわれみをかけてはならない。いのちにはいのちを、目には目を、歯には歯を、手には手を、足には足を。

*現実には、この規定が実行されたという記録はない。

- ⑤ここでは、その女の手を切り落とせと命じられている。
- ⑥4 回目の「あわれみをかけてはならない」 (申 13 : 8、19 : 13、19 : 21) 。

XXXIII. 異なる重り石 (25 : 13～16)

1. 13～14 節

Deu 25:13 あなたには、袋に大小異なる重り石があってはならない。

Deu 25:14 あなたには、家に大小異なる升があってはならない。

- (1) この規定は、商売における正直さを教えたものである。
 - ①天秤ばかりの重り石に、大小異なるものがあってはならない。
 - ②穀物や油を量る升にも、大小異なるものがあってはならない。

2. 15～16節

Deu 25:15 あなたには、完全で正しい重り石と、完全で正しい升がなければならない。あなたの神、【主】があなたに与えようとしておられるその土地で、あなたの日々が長く続くようにするためである。

Deu 25:16 こう言うのは、このようなことをして不正を行う者すべてを、あなたの神、【主】が忌み嫌われるからである。

(2) 正しい重り石と正しい升を使用する理由

- ①約束の地で、【主】からの祝福を得、長寿を全うするためである。
- ②【主】が不正を行う者すべてを、忌み嫌われるからである。

XXXIV. アマレク人(25:17～19)

1. 17～18節

Deu 25:17 覚えていなさい。あなたがたがエジプトから出て来たとき、その道中でアマレクがあなたにしたことを。

Deu 25:18 彼らは神を恐れることなく、あなたが疲れて弱っているときに、道であなたに会い、あなたのうしろの落伍者をすべて切り倒したのである。

(1) レフィディムでの戦い(出17:8～16)

- ①エジプトを出たイスラエルが戦った最初の戦いである。
- ②アマレクとの戦いは、悪魔との霊的戦いの型である。

(2) カデシュ・バルネアでの戦い(民14:39～45)

- ①不信仰によって約束の地に入れなくなった直後の戦いである。

(3) アマレクとの戦いは、これ以外にも継続的にあったようである。

- ①彼らは、弱者を狙って攻めて来た。
- ②彼らには、イスラエルの神への恐れがなかった。
- ③また、イスラエルの民への憐れみを示そうとしなかった。
- ④それゆえ、彼らは【主】からの憐れみを受けることができない。

2. 19節

Deu 25:19 あなたの神、【主】が相続地としてあなたに与えて所有させようとしておられる地で、あなたの神、【主】が周囲のすべての敵からあなたを守って、安息を与えられるようになったときには、あなたはアマレクの記憶を天の下から消し去らなければならない。このことを忘れてはならない。

(1) イスラエルは、アマレクの記憶を天の下から消し去るよう命じられた。

①400年以上経って、ダビデはアマレク人を撃破した。

＊2サム1:1

2Sa 1:1 サウルが死んだとき、ダビデはアマレク人を打ち破って帰って来ていた。その後ダビデは二日間、ツィクラグにとどまっていた。

②さらに300年経って、ヒゼキヤの時代によくこの命令は成就した。

＊1歴4:43

1Ch 4:43 彼らは、アマレクの逃れて残っていた者を討ち、そこに住んだ。今日もそのままである。

結論：3つの霊的教訓

1. むち打ちの刑

(1) 罰を与える際の原則(しつけの原則)

- ①過ちを犯した場合は、時を移さず、すぐに罰を与える。
- ②罰の程度は、過ちの深刻さに応じたものでなければならない。
- ③過剰な罰は逆効果になる。

(2) 基本的には、相手に対する敬意がなければならない。

2. 脱穀している牛

(1) 神は家畜のことだけでなく、人間のことも気にかけておられる。

(2) パウロによるこの規定の適用

①1コリ9:9～10

1Co 9:9 モーセの律法には「脱穀をしている牛に口籠をはめてはならない」と書いてあります。はたして神は、牛のことを気にかけておられるのでしょうか。

1Co 9:10 私たちのために言うておられるのではありませんか。そうです。私たちのために書かれているのです。なぜなら、耕す者が望みを持って耕し、脱穀する者が分配を受ける望みを持って仕事をするのは、当然だからです。

3. 異なる重り石

(1) 箴11:1

Pro 11:1 欺きの秤は【主】に忌み嫌われ、／正しい重りは主に喜ばれる。

(2) アモ8:5

Amo 8:5 あなたがたは言っている。／「新月の祭りはいつ終わるのか。／私たちは穀物を売りたいのだが。／安息日はいつ終わるのか。／麦を売りに出したいのだが。／エバを小さくし、シェケルを重くし、／欺きの秤で欺こう。

(3) 商道德に違反するのは、信仰が欠如しているからである。

①不正を働かなくても、神は必要なものを与えてくださる。

申命記 49回

「【主】に対する誓約」

申 26 : 1～19 (朗読 26 : 1～11)

1. はじめに

(1) 第2の説教：契約に基づく義務(4 : 44～26 : 19)

①総論：臣下の義務(4 : 44～5 : 33)

②全的従順の呼びかけ(6～11章)

③律法の解説と日常生活への適用(12 : 1～26 : 15)

＊この部分は、12項目に分かれる。

＊12番目の項目は、「初穂奉獻」と「第3年目の十分の一」である。

④【主】に対する誓約(26 : 16～19)

2. メッセージのアウトライン

(1) 初穂を献げる儀式(26 : 1～11)

(2) 第3年目に十分の一を献げる儀式(26 : 12～15)

(3) 【主】に対する誓約(26 : 16～19)

3. 結論：初穂を献げる儀式から学ぶ霊的教訓

【主】に対する誓約について学ぶ。

I. 初穂を献げる儀式(26 : 1～11)

1. 1節

Deu 26:1 あなたの神、【主】が相続地としてあなたに与えようとしておられる地に入って行き、それを占領し、そこに住むようになったときは、

(1) 約束の地を占領するのは、神の計画である。

①申 1 : 8

Deu 1:8 見よ、わたしはその地をあなたがたの手に渡している。行け。その地を所有せよ。これは【主】があなたがたの父祖アブラハム、イサク、ヤコブに対して、彼らとその後の子孫に与えると誓った地である。」

(2) 約束の地に住むようになったとき、初穂を献げる儀式を行う。

①これは、遊牧生活から農耕生活に切り替わったことを記念する儀式である。

②この儀式は、一度限りのものである。

2. 2～3節

Deu 26:2 あなたの神、【主】が与えようとしておられる地から収穫する、大地のすべての実りの初物の一部を取って、かごに入れ、あなたの神、【主】が御名を住まわせるために選ばれる場所へ行かなければならない。

Deu 26:3 そして、そのとき任務についている祭司のもとに行って、「今日、あなたの神、【主】に報告いたします。私は【主】が私たちに与えると父祖たちに誓われた地に入りました」と言いなさい。

- (1) 最初の年に収穫するすべての実りの初穂の一部を、【主】に献げる。
 - ①初穂の一部をかごに入れ、指定された場所に行く。
 - ②【主】が御名を住まわせるために選ばれる場所とは、幕屋のある場所である。
 - ③幕屋での任務についている祭司のもとに行って、こう言う。
「今日、あなたの神、【主】に報告いたします。私は【主】が私たちに与えると父祖たちに誓われた地に入りました」
 - ④これは、【主】が約束に忠実な方であることを証しするものである。
- (2) この儀式は、新しい生活の始まりに【主】への信仰を告白する機会となる。
 - ①これは、【主】との契約を更新する儀式でもある。
 - ②すべてのイスラエル人に、この機会が与えられる。

3. 4～5 節 a

Deu 26:4 祭司があなたの手からそのかごを受け取り、あなたの神、【主】の祭壇の前に置いたら、

Deu 26:5a あなたは、あなたの神、【主】の前で次のように告白しなさい。

- (1) 祭司は初穂の入ったかごを受け取り、それを【主】の祭壇の前に置く。
 - ①そのタイミングで、献げる人は【主】の前である告白を実行する。
 - ②これは、神の恵みと、イスラエルの民の奇跡的な選びを証言する告白である。
 - ③これは、イスラエルの歴史を回顧する告白である。

4. 5b～7 節

Deu 26:5b 「私の父はさすらいのアラム人でしたが、わずかな人数を連れてエジプトに下り、そこに寄留しました。しかしそこで、強くて数の多い、大いなる国民になりました。

Deu 26:6 しかし、エジプト人は私たちを虐待し、苦しめ、私たちに激しい労働を課しました。

Deu 26:7 私たちが私たちの父祖の神、【主】に叫ぶと、【主】は私たちの声を聞き、私たちの苦しみと労苦と虐げられている有様をご覧になりました。

- (1) 「私の父はさすらいのアラム人でした」
 - ①これは、ヤコブのことであるが、なぜ彼はアラム人なのか。

- ②アブラハムは、ウルを出た後、しばらくハラシという町に滞在した。
- ③彼はカナシに向けた旅立ったが、ハラシに留まった親族も一部いた。
- ④その親族の人たちが、アラム人の先祖となった。
- ⑤イサクは、アラム人の親戚の女性リベカと結婚をした。
- ⑥ヤコブは、パダン・アラムに長く滞在し、そこでレアとラケルに出会った。
- ⑦それゆえ、ヤコブはアラム人と呼ばれるのである。
 - *当時、イスラエル人という民族は存在していなかった。
- ⑧ヤコブは130歳でエジプトに下り、その地でさらに17年間生きた。
- ⑨それゆえ、ヤコブは「さすらいのアラム人」である。

(2) 「わずかな人数を連れてエジプトに下り、そこに寄留しました。しかしそこで、強くて数の多い、大いなる国民になりました」

①創 46 : 27

Gen 46:27 エジプトで生まれたヨセフの子は二人である。エジプトに来たヤコブの家族は、全部で七十人であった。

②出 12 : 37

Exo 12:37 イスラエルの子らはラメセスからスコテに向かって旅立った。女、子どもを除いて、徒歩の壮年男子は約六十万人であった。

(3) 「しかし、エジプト人は私たちが虐待し、苦しめ、私たちに激しい労働を課しました」

- ①エジプト人が苦しめれば苦しめるほど、イスラエル人の数は増えた。
- ②父祖の神である【主】は、イスラエル人の苦しみをご存じだった。
- ③神の時が来たときに、【主】は行動を開始された。

5. 8～9 節

Deu 26:8 そこで、【主】は力強い御手と伸ばされた御腕によって、恐ろしい力と、しるしと不思議をもって私たちがエジプトから導き出し、

Deu 26:9 この場所に導き入れ、乳と蜜の流れる地、この地を私たちに与えてくださいました。

(1) 【主】は、イスラエルの民をエジプトから導き出された。

- ①「力強い御手と伸ばされた御腕」とは、【主】の超自然的な働きである。
- ②「恐ろしい力と、しるしと不思議」とは、エジプトに下った裁きである。
- ③カナシの地には強力な国々が存在していたが、イスラエルは勝利した。

6. 10～11 節

Deu 26:10 今ここに私は、【主】よ、あなたが私に与えてくださった大地の実りの初物を持って参りました。」あなたは、あなたの神、【主】の前にそれを供え、あなたの神、【主】の前で礼拝しなければならない。

Deu 26:11 あなたの神、【主】があなたとあなたの家に与えられたすべての恵みを、あなたはレビ人および、あなたがたのうちの寄留者とともに喜びなさい。

(1) イスラエル人は、歴史の転換点で、【主】の恵みを覚えるように命じられた。

- ①1年目の大地の実りの初物を【主】に献げる。
- ②この恵みを与えてくださった【主】を礼拝する。
- ③家族とともに喜ぶために、祝いの宴会を開く。
- ④その宴会に、レビ人と寄留者を招く。

II. 第3年目に十分の一を献げる儀式 (26:12~15)

1. 12~13節 a

Deu 26:12 第三年、十分の一の年にあなたの収穫の十分の一をすべて納め終え、これをレビ人、寄留者、孤児、やもめに与えて、彼らがあなたの町囲みの中で食べて満ち足りたとき、

Deu 26:13a あなたは、あなたの神、【主】の前で言いなさい。

(1) この十分の一のささげ物は、3年ごとに献げるものである。

- ①約束の地に定住して3年目に、収穫の十分の一をすべて献げる。
- ②それ以降も、3年ごとに同じことを行う。
- ③これは、社会的弱者に与えるためのささげ物である。

＊レビ人、寄留者、孤児、やもめ

＊彼らを宴会に招待し、ともに食べて祝う。

④この儀式の終わりは、【主】への告白である。

⑤宴会と告白は、各家庭において行われたと思われる。

2. 13b~15節

Deu 26:13b 「あなたが私に下された命令のとおり、私は聖なるささげ物すべてを家から取り分け、それをレビ人、寄留者、孤児、やもめに与えました。私はあなたの命令を一つも破らず、またそれらを忘れませんでした。

Deu 26:14 その一部でも、喪中に食べたり、また汚れているときに取り分けたりしませんでした。また、その一部でも死者に供えたこともありません。私は、私の神、【主】の御声に聞き従い、すべてあなたが私に命じられたとおりにいたしました。

Deu 26:15 あなたの聖なる住まいの天から見下ろして、御民イスラエルと、あなたが私たちの父祖たちに誓われたとおりに私たちに下さった土地、乳と蜜の流れる地とを祝福してください。」

(1) 積極的な告白

- ①聖なるささげ物を取り分け、レビ人、寄留者、孤児、やもめに与えた。
- ②【主】の命令を一つも破らず、それを忘れなかった。

(2) 否定的な告白

- ①その一部でも喪中に食べたりはしなかった。
- ②儀式的に汚れているときに、取り分けたりはしなかった。
- ③その一部でも死者に供えたことはなかった。

(3) 祝福を求める祈り

- ①イスラエルの民と約束の地の上に注がれる恵み
- ②【主】への信頼を告白する祈りである。
- ③天におられるお方は、地上にいる人の祈りを聞いてくださる。

Ⅲ. 【主】に対する誓約 (26:16~19)

1. 16~17 節

Deu 26:16 今日、あなたの神、【主】は、これらの掟と定めを行うように、あなたに命じておられる。あなたは心を尽くし、いのちを尽くして、それを守り行いなさい。

Deu 26:17 あなたは今日、この【主】をあなたの神とし、主の道に歩み、主の掟と命令と定めを守り、御声に聞き従うと誓約した。

(1) この箇所は、第2の説教の4番目(最後)の区分に当たる。

- ①内容は、契約の締結である。
- ②【主】とイスラエルの民が宗主権契約にサインをする。
- ③この契約の仲介者はモーセである。
- ④イスラエルの民と【主】それぞれに、果たすべき責務がある。

(2) イスラエルの民の責務

- ①神は、イスラエルの民に全的従順と献身を求めておられる。
- ②「あなたは心を尽くし、いのちを尽くして、それを守り行いなさい」
- ③イスラエルの民は、【主】に従うと誓約した。

*誓約とは、古代中近東の言葉で、宗主権契約に同意したという意味。

3. 18~19 節

Deu 26:18 今日、【主】は、あなたに約束したとおり、あなたが主のすべての命令を守り主の宝の民となること、

Deu 26:19 あなたを、主が造られたすべての国々の上に高く上げて榮譽と名声と栄えとし、約束のとおり、あなたが、あなたの神、【主】の聖なる民となることを誓約されたのである。

(1) 【主】の責務

①ここでも「誓約」という言葉が用いられている。

＊【主】は、正式にイスラエルの民に対する責務を受け入れられた。

②【主】が約束された内容

＊イスラエルは、主の宝の民となる。

＊イスラエルは、すべての国々の上に高く上げられる。

＊イスラエルは、【主】の聖なる民となる。

(2) 【主】の祝福を体験するためには、従順であることが条件となる。

①しかしイスラエルは、何度も【主】に反抗する。

②イスラエルは、2度の捕囚を体験するようになる。

③イスラエルは、メシアを拒否した結果、全世界に離散するようになる。

④イザヤ 60～62 章は、イスラエルに対する約束が成就すると預言している。

⑤これは千年王国において成就する祝福である。

結論：初穂を献げる儀式から学ぶ霊的教訓

1. 初穂は、収穫の全部を象徴している。

(1) ヘブル的理解では、初穂は収穫の全部と考えられる。

(2) 初穂は、そこだけを【主】にお返しすればよいという意味ではない。

(3) 初穂を献げるのは、収穫の全部が【主】から与えられたという告白である。

(4) エレ 31 : 5

Jer 31:5 再びあなたはサマリアの山々に／ぶどう畑を作り、／植える者たちは植え、／その初物を味わう。

(5) ロマ 11 : 16

Rom 11:16 麦の初穂が聖なるものであれば、こねた粉もそうなのです。根が聖なるものであれば、枝もそうなのです。

2. 初穂は、【主】への献身を象徴している。

(1) 初穂は、収穫の最良のものである。

(2) 初穂を献げるとは、【主】に最高のものを献げることである。

(3) 初穂を献げるとは、利己的な心を抑制することである。

(4) ルカ 23 : 39～43

Luk 23:39 十字架にかけられていた犯罪人の一人は、イエスをののしり、「おまえはキリストではないか。自分とおれたちを救え」と言った。

Luk 23:40 すると、もう一人が彼をたしなめて言った。「おまえは神を恐れないのか。おまえも同じ刑罰を受けているではないか。」

Luk 23:41 おれたちは、自分のしたことの報いを受けているのだから当たり前だ。だがこの方は、悪いことを何もしていない。」

Luk 23:42 そして言った。「イエス様。あなたが御国に入られるときには、私を思い出してください。」

Luk 23:43 イエスは彼に言われた。「まことに、あなたに言います。あなたは今日、わたしとともにパラダイスにいます。」

①最後に救われるのは祝福であるが、青年期を献げるのは、より素晴らしい。

3. 初穂は、歴史を回顧する機会となる。

- (1) イスラエルの民は、自らの貧しい出自を思い出した。
- (2) イスラエルの民は、エジプトでの労苦と【主】による解放を思い出した。
- (3) イスラエルの民は、約束の地が【主】によって与えられたことを思い出した。
- (5) エペ 2 : 1～10

Eph 2:1 さて、あなたがたは自分の背きと罪の中に死んでいた者であり、

Eph 2:2 かつては、それらの罪の中にあつてこの世の流れに従い、空中の権威を持つ支配者、すなわち、不従順の子らの中に今も働いている霊に従って歩んでいました。

Eph 2:3 私たちもみな、不従順の子らの中にあつて、かつては自分の肉の欲のままに生き、肉と心の望むことを行い、ほかの人たちと同じように、生まれながら御怒りを受けるべき子らでした。

Eph 2:4 しかし、あわれみ豊かな神は、私たちを愛してくださったその大きな愛のゆえに、

Eph 2:5 背きの中に死んでいた私たちを、キリストとともに生かしてくださいました。あなたがたが救われたのは恵みによるのです。

Eph 2:6 神はまた、キリスト・イエスにあつて、私たちをともによみがえらせ、ともに天上に座らせてくださいました。

Eph 2:7 それは、キリスト・イエスにあつて私たちに与えられた慈愛によって、この限りなく豊かな恵みを、来たるべき世々に示すためでした。

Eph 2:8 この恵みのゆえに、あなたがたは信仰によって救われたのです。それはあなたがたから出たことではなく、神の賜物です。

Eph 2:9 行いによるものではありません。だれも誇ることのないためです。

Eph 2:10 実に、私たちは神の作品であつて、良い行いをするためにキリスト・イエスにあつて造られたのです。神は、私たちが良い行いに歩むように、その良い行いをあらかじめ備えてくださいました。

申命記 50 回

「契約の更新」

申 27 : 1～26（朗読 27 : 1～10）

1. はじめに

(1) 申命記のアウトライン（宗主権契約の形式）

- ①第 1 の説教：歴史の回顧（1 : 5～4 : 43）
- ②第 2 の説教：契約に基づく義務（4 : 44～26 : 19）
- ③第 3 の説教：祝福と呪いの宣言（27 : 1～29 : 1）
- ④第 4 の説教：契約条項のまとめ（29 : 2～30 : 20）

(2) 第 3 の説教：祝福と呪いの宣言（27 : 1～29 : 1）

- ①契約の更新（27 : 1～26）
- ②祝福とのろい（28 : 1～68）
- ③申命記 29 章 1 節

2. メッセージのアウトライン

- (1) 石の上に書かれたみおしえ（27 : 1～10）
- (2) ゲリジム山とエバル山（27 : 11～26）

3. 結論：歴史の転換点における契約の更新

契約の更新について学ぶ

I. 石の上に書かれたみおしえ（27 : 1～10）

1. 1 節

Deu 27:1 モーセとイスラエルの長老たちは、民にこう命じた。／「私が今日あなたがたに命じるすべての命令を守りなさい。」

(1) ここから第 3 の説教が始まる。

- ①モーセが三人称で登場しているので、新しい説教が始まったと分かる。
- ②第 2 の説教の始まりでも、モーセは三人称で登場している（申 5 : 1）。
- ③これまでモーセは、「契約に基づく義務」について語って来た。
- ④ここから始まる第 3 の説教の内容は、「契約更新の儀式」である。
- ⑤約束の地に入ってから行う「契約更新の儀式」について、指示を出す。
- ⑥さらに、契約に付随した「祝福とのろい」が宣言される。

(2) ここでは、モーセだけでなくイスラエルの長老たちも登場している。

- ①モーセは、約束の地に入る前に死ぬ。
- ②契約更新の儀式を実行することは、長老たちの責任である。

2. 2～4 節

Deu 27:2 あなたがたがヨルダン川を渡り、あなたの神、【主】が与えようとしておられる地に入る日には、大きな石を立て、それらに石灰を塗りなさい。

Deu 27:3 渡ったら、それらの上に、このみおしえのすべてのことばを書き記しなさい。それは、あなたの父祖の神、【主】が約束されたとおり、あなたの神、【主】があなたに与えようとしておられる地、乳と蜜の流れる地にあなたが入るためである。

Deu 27:4 あなたがたがヨルダン川を渡ったら、私が今日あなたがたに命じるこれらの石をエバル山に立て、それに石灰を塗りなさい。

(1) 約束の地に入ってから行うべきこと

- ①大きな石（複数）を立て、そこに石灰を塗り、みおしえのすべてを書き記す。
- ②石に石灰を塗ることは、エジプトで行われていた習慣である。
- ③みおしえのすべてとは、申命記の内容をすべて書き記すということである。

(2) 申命記の内容を書き記す目的は、2 つある。

- ①【主】は先祖たちへの約束に忠実なお方であることを記念する。
 - *エバル山にこれらの石を立てる。
 - *エバル山は、エルサレムの北約 55 キロの地点にある山である。
 - *その山麓にシェケムの町がある。
 - *【主】がアブラハムに初めて現れたのは、シェケムであった。
 - *アブラハムはそこに最初の祭壇を築いた（創 12：6～7）。
 - *【主】はアブラハム契約に忠実なお方であることを記念する。
 - *民が契約を守れば、アブラハム契約の中の土地の約束は成就する。
- ②民は、律法に基づいてカナンの地を統治するということを象徴している。
 - *イスラエルのミッションは、カナンの地で【主】の御心を成就すること。
 - *【主】の義、【主】の聖、【主】の愛などをカナンの地で実現する。

3. 5～8 節

Deu 27:5 そこに、あなたの神、【主】のために祭壇を、石の祭壇を築きなさい。それには鉄の道具を当ててはならない。

Deu 27:6 自然のままの石で、あなたの神、【主】の祭壇を築かなければならない。その上で、あなたの神、【主】に全焼のささげ物を献げなさい。

Deu 27:7 またそこで交わりのいけにえを献げて、それを食べ、あなたの神、【主】の前で喜び楽しみなさい。

Deu 27:8 それらの石の上に、このみおしえのことばすべてを、よく確認して書き記しなさい。」

- (1) 契約更新のために、全焼のささげ物を献げる。
 - ①そのために石の祭壇を築く。
- (2) その祭壇は、自然のままの石を使用して築く。
 - ①この方法だと、鉄器を所有している他民族に依存しなくてもよくなる。
 - ②この方法は、人工的な要素を排除する（みおしえに変更を加えない）。
 - ③この方法は、偶像を刻む危険性からイスラエルの民を守る。
- (3) 石の祭壇の上で、全焼のささげ物はすべて焼かれる。
 - ①全焼のささげ物は、イスラエルの民の全的献身を象徴している。
 - ②また、【主】への全的信頼を象徴している。
- (4) 次に、交わりのいけにえを献げる。
 - ①これは、契約の食事をするためのものである。
 - ②家族や共同体で、喜びの食事をする。
 - ③これは、【主】の恵みに感謝するための食事である。

4. 9～10 節

Deu 27:9 それから、モーセとレビ人の祭司たちはイスラエル全体に告げた。「イスラエルよ、静まって聞きなさい。今日あなたは、あなたの神、【主】の民となった。

Deu 27:10 あなたの神、【主】の御声に聞き従い、私が今日あなたに命じる主の命令と掟を行いなさい。」

- (1) これは、モアブの野で語られた言葉である。
 - ①これと同じ内容が、シェケムでも繰り返し宣言されたはずである。
 - ②これは、契約更新の言葉である。
 - ③これは、イスラエルの民の再献身を促す言葉である。

Ⅱ. ゲリジム山とエバル山（27：11～26）

1. 11～13 節

Deu 27:11 その日モーセは民に命じた。

Deu 27:12 あなたがたがヨルダン川を渡ったとき、次の者たちは、民を祝福するためにゲリジム山に立たなければならない。シメオン、レビ、ユダ、イッサカル、ヨセフ、ベニヤミン。

Deu 27:13 また次の者たちは、のろいのためにエバル山に立たなければならない。ルベン、ガド、アシェル、ゼブルン、ダン、ナフタリ。

- (1) エバル山（北の山）に祭壇を築いてから、祝福と呪いの儀式が始まる。
 - ①ゲリジム山に 6 部族が立つ。
 - ②エバル山に 6 部族が立つ。
- (2) ゲリジム山に立つ 6 部族（祝福のために）
 - ①シメオン、レビ、ユダ、イッサカル、ヨセフ、ベニヤミン
 - ②この 6 部族は、ヤコブの妻レアとラケルから誕生した。
- (3) エバル山に立つ 6 部族（のろいのために）
 - ①ルベン、ガド、アシェル、ゼブルン、ダン、ナフタリ
 - ②4 部族（ガド、アシェル、ダン、ナフタリ）は、ヤコブのそばめビルハとジルパから誕生した。
 - ③ルベンは、近親相姦のために長子の権利を失った。
 - ④ゼブルンは、レアの末子である。
- (4) 一般の民は、2 つの山の前に集合した。
 - ①ヨシ 8 : 33

Jos 8:33 全イスラエル、その長老たち、つかさたち、さばき人たちは、寄留者もこの地で生まれた者も同様に、【主】の契約の箱を担ぐレビ人の祭司たちの前で、箱のこちら側と向こう側とに分かれ、半分はゲリジム山の前に、もう半分はエバル山の前に立った。それは【主】のしもべモーセが以前命じたように、イスラエルの民を祝福するためであった。

2. 14 節

Deu 27:14 レビ人は、イスラエルのすべての人に大声で宣言しなければならない。

- (1) レビ人は、2 つの山の間に立って、大声で宣言した。
 - ①祭司であるレビ人たちが、そこに立って宣言した（ヨシ 8 : 33）。
 - ②申 27 : 15～26 では、のろいの宣言だけが出て来るが、理由は不明である。
 - ③レビ人は、12 ののろいを宣言する。

3. 15～19 節

Deu 27:15 「職人の手のわざである、【主】が忌み嫌われる彫像や銅像を造り、これをひそかに安置する者はのろわれる。」民はみな答えて、アーメンと言いなさい。

Deu 27:16 「自分の父や母を軽んじる者はのろわれる。」民はみな、アーメンと言いなさい。

Deu 27:17 「隣人との地境を移す者はのろわれる。」民はみな、アーメンと言いなさい。

Deu 27:18 「目の見えない人を道に迷わせる者はのろわれる。」民はみな、アーメンと言いなさい。

Deu 27:19 「寄留者、孤児、やもめのさばきを曲げる者はのろわれる。」民はみな、アーメンと言いなさい。

- (1) 偶像を造るのは、第 2 戒違反である。
- (2) 両親を軽んじるのは、第 5 戒違反である。
- (3) 隣人との地境を移すのは、第 8 戒違反である。
- (4) 目の見えない人は、誰が犯人かを知らないが、【主】はご存じである。
- (5) 神は、社会的弱者をお守りになる。

4. 20～23 節

Deu 27:20 「父の妻と寝る者は、自分の父の恥をさらすのであるから、のろわれる。」民はみな、アーメンと言いなさい。

Deu 27:21 「どのような動物であれ、それと寝る者はのろわれる。」民はみな、アーメンと言いなさい。

Deu 27:22 「父の娘であれ母の娘であれ、自分の姉妹と寝る者はのろわれる。」民はみな、アーメンと言いなさい。

Deu 27:23 「自分の妻の母と寝る者はのろわれる。」民はみな、アーメンと言いなさい。

- (6) 父の妻やそばめと寝るのは、第 7 戒違反である。
- (7) 獣姦は隠れて行われるが、【主】はご存じである。
- (8) 近親相姦（自分の姉妹と寝る）は、罪である。
- (9) 近親相姦（妻の母と寝る）も、罪である。

5. 24～26 節

Deu 27:24 「ひそかに隣人を打ち殺す者はのろわれる。」民はみな、アーメンと言いなさい。

Deu 27:25 「賄賂を受け取り、人を打ち殺して、咎のない者の血を流す者はのろわれる。」民はみな、アーメンと言いなさい。

Deu 27:26 「このみおしえのことばを守ろうとせず、これを実行しない者はのろわれる。」民はみな、アーメンと言いなさい。

- (10) ひそかに隣人を殺すのは、第 6 戒違反である。
- (11) 賄賂を受け取って人を殺すのも、第 6 戒違反である。
- (12) 12 番目ののろいは、総括的なものである。
 - ①【主】は、イスラエルの民の全的従順を求めておられる。
 - ②パウロは、この聖句をガラテヤ 3 章 10 節で引用している。

Gal 3:10 律法の行いによる人々はみな、のろいのもとにあります。「律法の書に書いてあるすべてのことを守り行わない者はみな、のろわれる」と書いてあるからです。

結論：歴史の転換点での契約更新

1. カナン入国を目前にしたとき

- (1) 【主】のみおしえへの全的従順の決意
- (2) 【主】の祝福の確認

2. リーダーシップがヨシュアに移行したとき（ヨシ 24 章）

- (1) ヨシ 24 : 14～15

Jos 24:14 今、あなたがたは【主】を恐れ、誠実と真実をもって主に仕え、あなたがたの先祖たちが、あの大河の向こうやエジプトで仕えた神々を取り除き、【主】に仕えなさい。

Jos 24:15 【主】に仕えることが不満なら、あの大河の向こうにいた、あなたがたの先祖が仕えた神々でも、今あなたがたが住んでいる地のアモリ人の神々でも、あなたがたが仕えようと思うものを、今日選ぶがよい。ただし、私と私の家は【主】に仕える。」

3. サウルが王になったとき（1 サム 12 章）

- (1) 1 サム 12 : 13～15

1Sa 12:13 今、見なさい。あなたがたが求め、選んだ王だ。見なさい。【主】はあなたがたの上に王を置かれた。

1Sa 12:14 もし、あなたがたが【主】を恐れ、主に仕え、主の御声に聞き従い、【主】の命令に逆らわず、また、あなたがたも、あなたがたを治める王も、自分たちの神、【主】の後に従うなら、それでよい。

1Sa 12:15 しかし、もし、あなたがたが【主】の御声に聞き従わず、【主】の命令に逆らうなら、【主】の手が、あなたがたとあなたがたの先祖の上に下る。

4. ソロモンが神殿を献堂したとき

- (1) 1 列 8 章

5. 私たちへの適用（ロマ 12 : 1）

Rom 12:1 ですから、兄弟たち、私は神のあわれみによって、あなたがたに勧めます。あなたがたのからだを、神に喜ばれる、聖なる生きたささげ物として献げなさい。それこそ、あなたがたにふさわしい礼拝です。